

税務スマートブック

平成 29 年度版



税理士法人 ライトハンド
Right-hand Tax Accountants' Corporation

<はじめに>

この小冊子は、お客様から様々な質問や相談を受けることが多いであろう金融機関・士業・その他の営業職の方々などが、税務に関する一般的な知識・ノウハウを修得するための参考書となることを目的として作成しています。そのため、出来るだけ内容がわかりやすくなることを優先していることなどから記載されている文言が法律上の文言とは異なる場合があります。また、実際の適用・相談対応にあたっては、この小冊子の記載内容のみによることなく、必ず税理士等の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書は皆様の声を基に作成しております。

ご意見・ご要望がございましたら、お気軽に下記 FAX または e-mail をお願いいたします。

FAX 06(6151)5729

e-mail info@right-hand.or.jp

1. 平成 29 年度税制改正

(1) 所得税・個人住民税

- ① 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 3
- ② 積立 NISA の創設 3
- ③ 上場株式等に係る個人住民税の課税方式の明文化 3

(2) 資産税（相続税・贈与税等）

- ① 相続税・贈与税の納税義務の判定の見直し 3
- ② 事業承継税制の見直し 4
- ③ 医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の延長・見直し 4
- ④ タワーマンションに係る固定資産税・不動産取得税の見直し 4
- ⑤ 非上場株式の評価方法の見直し 4
- ⑥ 広大地の評価方法の見直し(地積規模の大きな宅地の評価) 5
- ⑦ 物納財産の順位の変更 5

(3) 法人税・法人地方税

- ① 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)の見直し 5
- ② 役員報酬の損金不算入制度の見直し 5
- ③ 組織再編税制の見直し 6
- ④ 所得拡大税制の見直し 6
- ⑤ 中小企業経営強化税制の創設 6
- ⑥ 中小企業等の投資に関する税制の見直し・延長 7
- ⑦ 営業権の償却方法の見直し 7
- ⑧ 中小企業者等の軽減税率の特例の延長 7
- ⑨ 外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)の見直し 7

(4) 消費税

- ① 消費税増税の再延期 7

2. 個人に関する税金

(1) Q & A

- ① 個人に課せられる所得税・復興特別所得税・住民税について概算額の計算をしたいのですが、
どうすればよいですか？ 8
- ② サラリーマン(給与所得のみの者に限ります。また役員報酬をもらっている経営者を含みます。)の給与年収から
概算手取額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？ 8
- ③ 住宅(マイホーム)の購入や増改築をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？ 8
- ④ 不動産の売却時の所得税等はどのように計算しますか？ 9
- ⑤ 住宅(マイホーム)の売却をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？ 9
- ⑥ 相続財産がいくらあると相続税がかかりますか？ 9
- ⑦ 相続財産の金額から概算相続税額がいくらになるのか知りたいのですが、どうすればよいですか？ 9

⑧ 相続税対策として有効な生前贈与額がいくらまでなのかを概算で知りたいのですが、	どうすればよいですか？	10
⑨ 小規模宅地等の評価減の特例を使うことができないパターンとして留意しなければならない場合は	どのような場合ですか？	10
⑩ 相続等により取得した財産を譲渡するときの税金の特例はどのようなものがありますか？		11
⑪ 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例を使うことが有効であるパターンとは	どのような場合ですか？	11
⑫ 相続時精算課税制度を使うことが有効であるパターンとはどのような場合ですか？	また、逆に使うべきではないパターンとはどのような場合ですか？	11
(2) 所得税率		13
(3) 所得税・復興特別所得税・住民税概算速算表		13
(4) 給与所得控除		13
(5) 給与年収と概算手取額		14
(6) マイホーム取得等・増改築等の時の特例		14
(7) マイホーム売却時の特例		18
(8) 相続税率		22
(9) 贈与税率		22
(10) 概算相続税額早見表		23
(11) 相続財産額別の特例贈与による生前贈与額上限の目安		24
(12) 小規模宅地等の評価減の特例		26
(13) 相続により取得した財産の譲渡にかかる特例		27
(14) 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除		28
(15) 相続時精算課税制度		29

3. 法人に関する税金

(1) Q & A		
① 資本金が1億円以下の普通法人などの中小法人等に課せられる法人税・法人住民税・	法人事業税等について概算額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？	30
② 役員退職金の支給額はいくらくらいにすればよいですか？		30
③ 土地の上に建物を建築する場合等において、建物所有者が土地所有者と異なることとなる場合、	何か留意することはありますか？	30
④ 設備投資をする場合や地方に拠点を移転・拡充する場合、従業員の雇用・人件費が	増加する場合に法人税の特例があると聞きましたが、どのようなものがありますか？	31
⑤ 事業承継に関して、トラブルにならないように留意しておくべき点がありますか？		32
(2) 法人税率		33
(3) 法人税等の実効税率		33
(4) 法人税・法人住民税・法人事業税等概算早見表		33
(5) 役員退職金		34
(6) 借地権		35
(7) 特別償却・税額控除の特例		36
(8) 事業承継税制		38

1. 平成 29 年度税制改正

税目	項目	改正内容概要	適用開始																																						
所得税・個人住民税	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	以下のとおり、配偶者控除・配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得制限が緩和される一方で、納税者本人に対しては所得制限が導入された <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">改正前の控除額</th><th colspan="3">配偶者の給与収入(合計所得)</th></tr><tr><td>～103 万 (～38 万)</td><td>～</td><td>141 万超 (76 万超)</td></tr><tr><td rowspan="2">本人の給与収入 (合計所得)</td><td>～1,220 万(～1,000 万)</td><td>38 万</td><td>一逡減→</td><td>0</td></tr><tr><td>1,220 万超(1,000 万超)</td><td>38 万</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><th colspan="2" rowspan="2">改正後の控除額</th><th colspan="3">配偶者の給与収入(合計所得)</th></tr><tr><td>～150 万 (～85 万)</td><td>～</td><td>201 万超 (123 万超)</td></tr><tr><td rowspan="4">本人の給与収入 (合計所得)</td><td>～1,120 万(～900 万)</td><td>38 万</td><td rowspan="4">一逡減→</td><td rowspan="4">0</td></tr><tr><td>～1,170 万(～950 万)</td><td>26 万</td></tr><tr><td>～1,220 万(～1,000 万)</td><td>13 万</td></tr><tr><td>1,220 万超(1,000 万超)</td><td>0</td><td colspan="2">0</td></tr></table>	改正前の控除額		配偶者の給与収入(合計所得)			～103 万 (～38 万)	～	141 万超 (76 万超)	本人の給与収入 (合計所得)	～1,220 万(～1,000 万)	38 万	一逡減→	0	1,220 万超(1,000 万超)	38 万	0		改正後の控除額		配偶者の給与収入(合計所得)			～150 万 (～85 万)	～	201 万超 (123 万超)	本人の給与収入 (合計所得)	～1,120 万(～900 万)	38 万	一逡減→	0	～1,170 万(～950 万)	26 万	～1,220 万(～1,000 万)	13 万	1,220 万超(1,000 万超)	0	0		平成 30 年分以後の所得税、平成 31 年分以後の個人住民税から適用
	改正前の控除額				配偶者の給与収入(合計所得)																																				
			～103 万 (～38 万)	～	141 万超 (76 万超)																																				
本人の給与収入 (合計所得)	～1,220 万(～1,000 万)	38 万	一逡減→	0																																					
	1,220 万超(1,000 万超)	38 万	0																																						
改正後の控除額		配偶者の給与収入(合計所得)																																							
		～150 万 (～85 万)	～	201 万超 (123 万超)																																					
本人の給与収入 (合計所得)	～1,120 万(～900 万)	38 万	一逡減→	0																																					
	～1,170 万(～950 万)	26 万																																							
	～1,220 万(～1,000 万)	13 万																																							
	1,220 万超(1,000 万超)	0			0																																				
積立 NISA の創設	少額からの積立・分散投資を促進するため積立 NISA が創設された(現行 NISA と併用不可) <table><tr><th></th><th>現行 NISA</th><th>積立 NISA</th></tr><tr><td>対象商品</td><td>上場株式、公募株式投資信託、上場 REIT など</td><td>長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託</td></tr><tr><td>非課税運用期間</td><td>最長 5 年</td><td>最長 20 年</td></tr><tr><td>毎年の非課税枠</td><td>120 万円</td><td>40 万円</td></tr><tr><td>最大非課税枠</td><td>600 万円</td><td>800 万円</td></tr><tr><td>投資可能期間</td><td>平成 26 年から平成 35 年</td><td>平成 30 年から平成 49 年</td></tr></table>		現行 NISA	積立 NISA	対象商品	上場株式、公募株式投資信託、上場 REIT など	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	非課税運用期間	最長 5 年	最長 20 年	毎年の非課税枠	120 万円	40 万円	最大非課税枠	600 万円	800 万円	投資可能期間	平成 26 年から平成 35 年	平成 30 年から平成 49 年	平成 30 年 1 月 1 日以後の投資から適用																					
	現行 NISA	積立 NISA																																							
対象商品	上場株式、公募株式投資信託、上場 REIT など	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託																																							
非課税運用期間	最長 5 年	最長 20 年																																							
毎年の非課税枠	120 万円	40 万円																																							
最大非課税枠	600 万円	800 万円																																							
投資可能期間	平成 26 年から平成 35 年	平成 30 年から平成 49 年																																							
	上場株式等に係る個人住民税の課税方式の明文化	上場株式等の配当等に対する課税方式は申告分離・申告不要・総合課税があり、また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得に対する課税方式は申告分離・申告不要があるが、それぞれ 所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明文化された	—																																						
資産税(相続税・贈与税等)	相続税・贈与税の納税義務の判定の見直し	国内財産が課税対象となる住所要件について、被相続人(贈与者)・相続人(受贈者)がいずれも 10 年以内 (改正前:5 年以内)に国内に住所を有していない場合に改正された	平成 29 年																																						
		相続人(受贈者)が国内に住所を有せず、日本国籍を有しない場合でも、被相続人(贈与者)が 10 年以内 に国内に住所を有していたときは、 国内・国外財産 が相続税・贈与税の課税対象となった	4 月 1 日以後の相続又は贈与につ																																						
		国内に在留資格により一時的滞在(国内に住所を有している期間が過去 15 年以内で合計 10 年以下)をしている外国人 について、相続税・贈与税の課税対象を 国内財産のみ に限定することとされた	いて適用																																						

資産税（相続税・贈与税等）

事業承継税制の見直し	常時使用従業員について経営承継期間(5 年間)平均で相続開始時又は贈与時の 8 割以上確保しなければならないという要件(雇用確保要件)について、8 割以上の判定する際の端数処理が切上げから切捨てに緩和された		平成 29 年 4 月 1 日以後適用	
	相続時精算課税制度との併用が認められ、贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について納税猶予が取り消された場合であっても贈与税率は 20%となり、税負担が軽減されることとなった		平成 29 年 1 月 1 日以後の相続又は贈与について適用	
医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の延長・見直し	医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の適用期限について、平成 32 年 9 月 30 日まで 3 年間延長された		医療法等の一部を改正する法律の施行日(一部未定)以後適用	
	認定医療法人の持分を有する個人がその認定移行計画に記載された移行期限までに当該持分の放棄をすることにより持分の定めのない医療法人に移行した場合に、当該医療法人が受ける経済的利益に対して発生する贈与税が非課税となった			
	認定医療法人の認定要件について運営の適正性要件が追加され、移行後 6 年間当該要件を維持することが必要とされた			
タワーマンションに係る固定資産税・不動産取得税の見直し	高さが 60m を超える居住用超高層建築物(タワーマンション)に係る固定資産税・不動産取得税について、実際の取引価格の傾向を反映し、高層階になるにつれ税負担が重くなるよう改正された (相続税・贈与税における評価については従前のままで改正はない)		固定資産税：平成 30 年以後の年度分から適用 不動産取得税：平成 30 年 4 月 1 日以後取得分から適用	
	改正前	高層、低層にかかわらず床面積が同じであれば税額は同じ		
	改正後	床面積が同じでも税額は高層ほど高く、低層ほど低くなった		
※ 適用対象となる居住用超高層建築物は次のとおり 固定資産税：平成 29 年 1 月 2 日以後新築分(平成 29 年 4 月 1 日前にマンション居住予定者と最初の売買契約が締結されたものを除く) 不動産取得税：平成 29 年 4 月 1 日以後新築分(平成 29 年 4 月 1 日前にマンション居住予定者と最初の売買契約が締結されたものを除く)				
非上場株式の評価方法の見直し	非上場株式の評価について、類似業種比準価額方式が以下のとおり改正された		平成 29 年 1 月 1 日以後の相続又は贈与について適用	
		改正前		改正後
	比準要素の比重割合	配当：利益：純資産 = 1 : 3 : 1		配当：利益：純資産 = 1 : 1 : 1
	類似業種株価	前年平均株価も選択可		前年平均株価と課税時期以前 2 年間の平均株価も選択可
	類似業種の配当、利益、純資産	単体決算に基づいて算定	連結決算を反映して算定	
評価会社の規模区分が見直され、ほんの一部の例外を除き会社規模の判定結果が大きくなるように改正された(一般的に会社規模が大きくなるほど納税者有利)				
株式保有特定会社の判定基礎となる株式等の範囲に新株予約権付社債が含まれることとなった			平成 30 年以後の相続又は贈与について適用	

資産税（相続税・贈与税等）	広大地の評価方法の見直し (地積規模の大きな宅地の評価)	広大地が新たに地積規模の大きな宅地に改められ、要件が見直されたほか、地積に比例的に減額する現行の評価方法から各土地の個性に応じて形状・地積に基づく評価方法に改正された <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td> 【広大地の要件】 ①その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地 ②開発行為を行うとした場合に公共公益的施設用地の負担が必要と認められるもの ③大規模工場用地に該当するものでない ④マンション適地でない </td><td> 【地積規模の大きな宅地の要件】 ①地積が三大都市圏 500 m²以上、その他 1,000 m²以上 ②市街化調整区域(開発行為ができる区域を除く)でない ③地域地区が工業専用地域でない ④指定容積率が 400%(東京都の一部は 300%)以上の地域でない </td></tr><tr><td>評価額＝路線価×地積×広大地補正率(※1)</td><td>評価額＝路線価×地積×補正率(※1)×規模格差補正率(※2)</td></tr><tr><td>※1 地積を考慮した補正率</td><td>※1 不整形地や奥行距離などを考慮した補正率 ※2 地積を考慮した補正率</td></tr></table>	改正前	改正後	【広大地の要件】 ①その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地 ②開発行為を行うとした場合に公共公益的施設用地の負担が必要と認められるもの ③大規模工場用地に該当するものでない ④マンション適地でない	【地積規模の大きな宅地の要件】 ①地積が三大都市圏 500 m²以上、その他 1,000 m²以上 ②市街化調整区域(開発行為ができる区域を除く)でない ③地域地区が工業専用地域でない ④指定容積率が 400%(東京都の一部は 300%)以上の地域でない	評価額＝路線価×地積×広大地補正率(※1)	評価額＝路線価×地積× 補正率(※1)×規模格差補正率(※2)	※1 地積を考慮した補正率	※1 不整形地や奥行距離などを考慮した補正率 ※2 地積を考慮した補正率	平成 30 年 1 月 1 日以降の相続又は贈与について適用				
	改正前	改正後													
【広大地の要件】 ①その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地 ②開発行為を行うとした場合に公共公益的施設用地の負担が必要と認められるもの ③大規模工場用地に該当するものでない ④マンション適地でない	【地積規模の大きな宅地の要件】 ①地積が三大都市圏 500 m²以上、その他 1,000 m²以上 ②市街化調整区域(開発行為ができる区域を除く)でない ③地域地区が工業専用地域でない ④指定容積率が 400%(東京都の一部は 300%)以上の地域でない														
評価額＝路線価×地積×広大地補正率(※1)	評価額＝路線価×地積× 補正率(※1)×規模格差補正率(※2)														
※1 地積を考慮した補正率	※1 不整形地や奥行距離などを考慮した補正率 ※2 地積を考慮した補正率														
	物納財産の順位の変更	相続税の物納に充てることのできる財産について、次のとおり上場株式等が第 1 順位に変更された <table><tr><th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>第 1 順位</td><td> ①不動産、船舶、国債、地方債 ②不動産のうち劣後財産 </td><td> ①不動産、船舶、国債、地方債、上場株式等(一部の非上場受益証券及び投資証券を除く) ②不動産及び上場株式等のうち劣後財産 </td></tr><tr><td>第 2 順位</td><td> ①株式等 ②株式のうち劣後財産 </td><td> ①非上場株式等 ②非上場株式等のうち劣後財産 </td></tr><tr><td>第 3 順位</td><td>動産</td><td>動産</td></tr></table>		改正前	改正後	第 1 順位	①不動産、船舶、国債、地方債 ②不動産のうち劣後財産	①不動産、船舶、国債、地方債、上場株式等(一部の非上場受益証券及び投資証券を除く) ②不動産及び上場株式等のうち劣後財産	第 2 順位	①株式等 ②株式のうち劣後財産	①非上場株式等 ②非上場株式等のうち劣後財産	第 3 順位	動産	動産	平成 29 年 4 月 1 日以後の物納許可申請について適用
	改正前	改正後													
第 1 順位	①不動産、船舶、国債、地方債 ②不動産のうち劣後財産	①不動産、船舶、国債、地方債、上場株式等(一部の非上場受益証券及び投資証券を除く) ②不動産及び上場株式等のうち劣後財産													
第 2 順位	①株式等 ②株式のうち劣後財産	①非上場株式等 ②非上場株式等のうち劣後財産													
第 3 順位	動産	動産													
法人税・法人地方税	研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)の見直し	対象となる試験研究費の範囲に IoT、ビッグデータ、AI 等を活用した「第 4 次産業革命」型の新たなサービス開発にかかる試験研究費が新たに追加された 総額型の税額控除割合が増加された 増加型のみ廃止され、選択適用とされていた高水準型のみが平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年延長された 中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の増減に応じて控除率が上限 17%に増加された(改正前:一律 12%)	平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用												
	役員報酬の損金不算入制度の見直し	定期同額給与に所得税・社会保険等控除後の支給額が同額である給与が追加された 事前確定届出給与に所定の時期に確定した数の株式・新株予約権を交付する給与が追加された 利益連動給与が業績連動給与に改められ、その算定指標が追加され、範囲については株式・新株予約権の確定した数を限度とするもの等が追加された	平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用(一部例外あり)												

法人税・地方法人税

組織再編税制の見直し	【スピノフ税制の導入】 ①単独新設分割型分割をする場合に、分割直前に分割法人に支配関係がなく、分割後も分割承継法人に支配関係があることとなることが見込まれていない法人であっても、一定の要件を満たす場合は適格分割に該当することとなった ②100%子会社株式の現物分配をする場合に、株式分配直前に現物分配法人に支配関係がなく、株式分配後も完全子法人に支配関係があることとなることが見込まれていない法人であっても、一定の要件を満たす場合は適格株式分配に該当することとなった	平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用								
	【スクイズアウトの課税関係の整理】 ①合併・株式交換において、合併法人等が被合併法人等の発行株式の 3 分の 2 以上を有する場合には、少数株主等に金銭等を交付しても適格要件のうちの対価要件を満たすことができることとなった ②全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式等売渡請求による完全子会社化について、組織再編税制の一環として位置付け、適格要件を満たすものは適格株式交換等とされることとなった	平成 29 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用								
	所得拡大税制の見直し <table><tr><td></td><td>中小企業者等以外</td><td>中小企業者等</td></tr><tr><td>要件</td><td>平均給与等支給額要件について 前事業年度等比 2%以上増加 (改正前:前事業年度等を上回る)</td><td>平均給与等支給額要件について前事業年度等比 2%以上増加した場合、税額控除の上乗せ措置(改正前:なし)</td></tr><tr><td>控除限度額</td><td>給与等支給総額の基準年度からの増加額の 10%+前事業年度等からの増加額の 2%(改正前: 基準事業年度からの増加額の 10%のみ)</td><td>給与等支給総額の基準年度からの増加額の 10%(上記要件を満たした場合は前事業年度等からの増加額の 12%を上乗せ) (改正前: 基準事業年度からの増加額の 10%のみ)</td></tr></table>		中小企業者等以外	中小企業者等	要件	平均給与等支給額要件について 前事業年度等比 2%以上増加 (改正前:前事業年度等を上回る)	平均給与等支給額要件について 前事業年度等比 2%以上増加した場合、税額控除の上乗せ措置 (改正前:なし)	控除限度額	給与等支給総額の基準年度からの増加額の 10%+ 前事業年度等からの増加額の 2% (改正前: 基準事業年度からの増加額の 10%のみ)	給与等支給総額の基準年度からの増加額の 10%(上記要件を満たした場合は 前事業年度等からの増加額の 12%を上乗せ) (改正前: 基準事業年度からの増加額の 10%のみ)
	中小企業者等以外	中小企業者等								
要件	平均給与等支給額要件について 前事業年度等比 2%以上増加 (改正前:前事業年度等を上回る)	平均給与等支給額要件について 前事業年度等比 2%以上増加した場合、税額控除の上乗せ措置 (改正前:なし)								
控除限度額	給与等支給総額の基準年度からの増加額の 10%+ 前事業年度等からの増加額の 2% (改正前: 基準事業年度からの増加額の 10%のみ)	給与等支給総額の基準年度からの増加額の 10%(上記要件を満たした場合は 前事業年度等からの増加額の 12%を上乗せ) (改正前: 基準事業年度からの増加額の 10%のみ)								
中小企業経営強化税制の創設	【特別償却・特別税額控除の特例】 青色申告者である中小企業者等が、平成 31 年 3 月 31 日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき経営力向上設備等に該当する設備を導入し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度が創設された <table><tr><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>取得価額の 100% (即時償却)</td><td>取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)</td></tr></table> 【固定資産税の特例】 中小企業者等が、平成 31 年 3 月 31 日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき経営力向上設備等に該当する設備を導入(機械装置以外の場合、その設置場所が特定の 7 都道府県のときは一定の対象業種のみ)した場合、その固定資産税(償却資産)が 3 年間にわたって 2 分の 1 に軽減される制度が創設された	特別償却	税額控除	取得価額の 100% (即時償却)	取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)	平成 29 年 4 月 1 日以後取得分から適用				
特別償却	税額控除									
取得価額の 100% (即時償却)	取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)									

法人税・地方法人税	中小企業等の投資に関する税制の見直し・延長	【中小企業投資促進税制】 ①対象設備から器具備品が除外された ②特定生産性向上設備等の場合の措置が廃止された ③控除限度額が「中小企業経営強化税制」「商業・サービス業活性化税制」と併せて法人税額の20%とされた ④適用期限が平成31年3月31日まで2年延長された 【商業・サービス業活性化税制】 ①控除限度額が「中小企業経営強化税制」「中小企業投資促進税制」と併せて法人税額の20%とされた ②適用期限が平成31年3月31日まで2年延長された	平成29年4月1日以後終了事業年度から適用											
	営業権の償却方法の見直し	営業権の償却限度額について、月割計算を行うこととされた (改正前:年割計算により月割計算なし)	平成29年4月1日以後開始事業年度から適用											
	中小企業者等の軽減税率の特例の延長	中小企業者等の年800万円以下の所得部分に対する法人税の軽減税率を15% (本則:19%)とする特例が平成31年3月31日まで2年延長された	-											
	外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)の見直し	適用対象となる内国法人に、外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人が追加された ※実質支配関係とは、居住者等が外国法人の残余財産のおおむね全部について分配を請求する権利を有している又は財産の処分の方針をおおむね全部決定することができる等の関係 外国関係会社の判定について、実質支配基準が導入され、間接保有割合の算定方法が連鎖方式(改正前:掛け算方式)に改正されると共にトリガー税率が廃止された(別途租税負担割合の判定はあり) 合算課税制度における適用除外基準について経済活動基準に名称変更され、この基準を全て満たす場合は、租税負担割合が20%未満であれば受動的所得として部分合算課税の対象となることとされ、その対象所得の範囲が拡大された 特定外国関係会社(ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国所在のもの)につき会社単位の合算課税の対象とされ課税が強化された	外国子会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用											
消費税	消費税増税の再延期	消費税率8%から10%への引上げ等について、以下の通り再延期となった。 <table><tr><th>項目</th><th>再延期前</th><th>再延期後</th></tr><tr><td>消費税率10%へ引上げ</td><td>平成29年4月1日～ (当初平成27年10月1日～)</td><td rowspan="2">平成31年10月1日～</td></tr><tr><td>軽減税率の導入</td><td>平成29年4月1日～</td></tr><tr><td>インボイス制度の導入</td><td>平成33年4月1日～</td><td>平成35年10月1日～</td></tr></table>	項目	再延期前	再延期後	消費税率10%へ引上げ	平成29年4月1日～ (当初平成27年10月1日～)	平成31年10月1日～	軽減税率の導入	平成29年4月1日～	インボイス制度の導入	平成33年4月1日～	平成35年10月1日～	-
項目	再延期前	再延期後												
消費税率10%へ引上げ	平成29年4月1日～ (当初平成27年10月1日～)	平成31年10月1日～												
軽減税率の導入	平成29年4月1日～													
インボイス制度の導入	平成33年4月1日～	平成35年10月1日～												

2. 個人に関する税金

(1) Q & A

- ① 個人に課せられる所得税・復興特別所得税・住民税について概算額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？

A. 課税所得金額に応じて「所得税・復興特別所得税・住民税概算速算表」(P.13 2(3)) に当てはめて計算します。

なお、課税所得金額とは、個人事業主など事業所得の場合は事業での利益から基礎控除や扶養控除などの所得控除を差引いた後の金額になります。サラリーマンなど給与所得の場合は給与収入から給与所得控除 (P.13 2(4)) と所得控除を差引いた後の金額になります。

- ② サラリーマン(給与所得のみの者に限ります。また役員報酬をもらっている経営者を含みます。)の給与年収から概算手取額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？

A. 給与収入の年収に応じて「給与年収と概算手取額」(P.14 2(5)) に当てはめて計算します。

- ③ 住宅(マイホーム)の購入や増改築をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？

A. マイホームの購入等に住宅ローンを受けるか否かにより、次のような特例があります。
また、住宅取得資金を親や祖父母から贈与を受ける場合の贈与税の特例もあります。

ローン あり	取得等	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
	増改築等	特定(バリアフリー・省エネ)増改築等住宅借入金特別控除 特定三世帯同居対応改修工事住宅借入金特別控除
ローン 不要	取得等	認定長期優良住宅新築等特別税額控除
	増改築等	住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除 特定三世帯同居対応改修工事特別控除
住宅取得資金の贈与あり		住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
		住宅取得資金の贈与時の相続時精算課税制度

特例の内容や要件などの詳細は「マイホーム取得等・増改築等の時の特例」(P.14 2(6)) をご確認ください。

④ 不動産の売却時の所得税等はどのように計算しますか？

A. 不動産の売却時には、その売却による譲渡所得(売却益)に対して所得税・復興特別所得税・住民税が課税されます。譲渡所得に係る所得税等の計算方法は次のとおりです。

◆ 譲渡所得 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除(※) ※ 特別控除の特例を受ける場合のみ

◆ 税額 = 譲渡所得 × 税率

所有期間	税率
譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下(短期譲渡)	39.63% (所得税等 30.63%・住民税 9%)
譲渡した年の1月1日における所有期間が5年超(長期譲渡)	20.315% (所得税等 15.315%・住民税 5%)

不動産の譲渡所得は他の所得とは分離して計算するため、仮に譲渡所得が損失となっても原則として給与所得など他の所得と通算不可

⑤ 住宅(マイホーム)の売却をするときの税金の特例はどのようなものがありますか？

A. マイホームの売却時に売却益になるか売却損になるか、また、その売却資金により新たにマイホームの購入(買換)があるか否かにより、次のような特例があります。

売却益の場合	買換あり	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
		居住用財産の3,000万円特別控除
売却損の場合	買換あり	特定居住用財産の買換え等の特例
		特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例
売却損の場合	買換あり	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例
		居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例

特例の内容や要件などの詳細は「マイホーム売却時の特例」(P.18 2(7))をご確認ください。

⑥ 相続財産がいくらあると相続税がかかりますか？

A. 相続財産の総額が次の基礎控除額を超える場合は原則として相続税がかかります。

基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

⑦ 相続財産の金額から概算相続税額がいくらになるのか知りたいのですが、どうすればよいですか？

A. 相続財産の課税価格と配偶者の有無や子の数により、「概算相続税額早見表」(P.23 2(10))に当てはめれば概算相続税額がわかります。

⑧ **相続税対策として有効な生前贈与額がいくらまでなのかを概算で知りたいのですが、どうすればよいですか？**

A. 相続財産の課税価格と配偶者の有無や子の数により、「相続財産額別の特例贈与による生前贈与額上限の目安」(P.24 2(11)) に当てはめれば最大いくらまでの生前贈与であれば相続対策として有効であるかの目安がわかります。

※なお、これは直系尊属からの贈与で受贈者である子や孫が1月1日時点で20歳以上である特例贈与の場合のものです。

相続税対策として生前贈与を行う場合、将来の相続による相続税率よりも贈与による贈与税率の方が低い場合は、その税率差の分だけ節税できることになります。例えば、500万円の財産を贈与して贈与税が48万5千円かかったとしても、将来の相続時に例えば40%税率に対応する財産が500万円減少していたとすれば、相続税は200万円減少することになり、差額の151万5千円を節税できることになります。

⑨ **小規模宅地等の評価減の特例を使うことができないパターンとして留意しなければならない場合とはどのような場合ですか？**

A. 使うことができないパターンとして留意しなければならないパターンは次のとおりです。

◆ **配偶者に先立たれた被相続人が自分名義の自宅(二世帯住宅ではない)に一人暮らしをしており、その相続人である子が自分(又は当該子の配偶者)名義の持家を有している場合**

被相続人に配偶者や同居親族がいない場合は、いわゆる「家なき子」が取得する以外は要件を満たすことができません。

◆ **区分所有登記された二世帯住宅に一人暮らしの被相続人と子世帯が別に居住している場合**

二世帯住宅の場合、区分所有登記がされていないときは、このパターンであっても二世帯住宅の特例により要件を満たすことができますが、区分所有登記がされているときは要件を満たすことができません。

◆ **生計別の子が被相続人名義の土地(又は土地建物)を無償で借りてそこで個人事業をしている場合**

生計一親族が無償で借りてそこで個人事業をしている場合は要件を満たしますが、生計別親族の場合は要件を満たすことができません。

◆ **アスファルトなどの構築物を敷いていない、いわゆる青空駐車場の場合**

小規模宅地等の評価減の特例は「その土地が建物又は構築物の敷地の用に供されている」必要があります。この場合にはアスファルトなどの構築物を敷けばその要件は満たされます。

◆ **賃貸不動産の建物の所有者が生計別親族であり、地代が無償である場合**

建物の所有者が被相続人の親族で、地代が無償である場合、その親族が生計一親族であればその宅地等をその生計一親族が取得した場合は適用がありますが、生計別親族であるときは、適用はありません。

なお、親族である個人間での土地の貸借の場合、地代を有償にすると借地権の問題が生じる可能性が高いため、地代は無償であることがほとんどであると思います。

◆ **被相続人名義の土地を被相続人の同族会社が無償で借りて事業をしている場合**

特定同族会社事業用宅地等に該当するための要件の一つに「家賃・地代が有償であること」というものがあります。ですので、同族会社が個人の不動産を無償で借りて事業をしている場合はその宅地等については小規模宅地等の評価減の特例の適用はありません。

特例の内容や要件などの詳細は「小規模宅地等の評価減の特例」(P.26 2(12))をご確認ください。

⑩ 相続等により取得した財産を譲渡するときの税金の特例はどのようなものがありますか？

A. 相続等により取得した次の財産を譲渡するときは、それぞれ次のような特例があります。

相続時に相続税の納税をした財産の場合	相続財産を譲渡した場合の取得費の特例
被相続人の居住用不動産であったもので、 現在空き家などである不動産の場合	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例

上記の特例はどちらかみの選択適用

特例の内容や要件などの詳細は「相続により取得した財産の譲渡にかかる特例」(P.27 2(13))をご確認ください。

⑪ 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例を使うことが有効であるパターンとはどのような場合ですか？

A. 次のようなパターンの場合に有効です。

◆ 夫婦のどちらか一方に財産が偏っている場合

相続税の基礎控除額は夫婦それぞれにあります。仮に夫が自宅を所有し、妻は何も財産を持っていない場合、妻の基礎控除額は全く使わないことになります。このような場合にこの特例を使って贈与しておけば、妻の基礎控除額を上手に活用した相続対策となります。

◆ 自宅の地積が小規模宅地の評価減の限度面積(330 m²)を超えている場合

居住用宅地等の小規模宅地の評価減の特例は 330 m²が上限となりますので、自宅の地積が 330 m²超である場合は、この特例を使って一部を贈与することで小規模宅地の評価減の特例を夫婦で上手に最大限適用することができます。

◆ 将来自宅の売却の可能性がある、その自宅が相続取得などの理由により取得費が不明であるため売却の際に譲渡所得が多額に発生する見込みである場合

その売却時に居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例を夫婦それぞれで使えることになります。(ただし、売却することがすでに決まっているなどの場合は、居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例の要件である「その後も引き続き居住する見込みであること」を満たさないことになりますので、そもそも居住用財産に係る贈与税の配偶者控除の特例が適用できなくなります。)

なお、この場合は、居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例における自宅の要件が「家屋」又は「家屋及びその敷地」であるため、必ず家屋も併せて贈与する必要があります。

特例の内容や要件などの詳細は「居住用財産に係る贈与税の配偶者控除」(P.28 2(14))をご確認ください。

⑫ 相続時精算課税制度を使うことが有効であるパターンとはどのような場合ですか？ また、逆に使うべきではないパターンとはどのような場合ですか？

A. 使うべきパターンと使うべきではないパターンは次のとおりです。

〔使うべきパターン〕

◆ 将来相続税がかからない見込みで、生前に子や孫へまとまった財産を移転したい場合

相続時精算課税制度は将来の相続の前倒し的な性格を有していますので、相続時に税額が発生しない見込であれば、将来の相続を待たずに実質的な税負担なしで財産を移すことが可能です。

◆ 大規模な収益不動産など多額の収益を生み出す財産がある場合

そのまま所有しているとその収益の蓄積により相続財産が増えていきますが、その財産を先に相続人等へ移しておけば、その収益の蓄積分を相続人等に帰属させることができます。(相続財産の増加を抑制できます。)

ただし、この場合、建物を贈与することになることが多いため、〔使うべきではないパターン〕にもあるように、その建物の将来の評価額が下がるリスクを検討する必要があります。

◆ 生前贈与時の贈与税を抑えたい場合

相続時精算課税制度には特別控除額があり、かつ、税率が一律 20%であるため、通常の贈与(暦年贈与)に比べて贈与税負担は軽くなります。

◆ 将来確実に評価額が上がる財産(開発が進んでいる場所の不動産、堅調に利益が出ている会社の株式など)がある場合

相続時の相続財産に加算される金額は贈与時の価額ですので、50 で精算課税制度による贈与をしたものが相続時に 100 になっていたとしても、相続税は相続時の 100 ではなく贈与時の 50 として計算することになります。(価額の固定化の効果があります。)

◆ 生前に特定の相続人等に渡しておきたい財産がある場合

相続時の遺産分割協議の対象から外れますので遺言と同様の効果があります。ただし、贈与財産は特別受益にはなりませんので、遺言と同様、遺留分の問題は残ります。

◆ 事業承継税制(贈与税)を使う場合

平成 29 年税制改正により、事業承継税制による贈与税の納税猶予の取消があった場合の贈与税の納税について、従前は暦年贈与のみ(税額の負担が大きい)であったのが、相続時精算課税制度を併用できるようになりましたので、万が一の取消時の場合も税負担を少なくすることができます。

また、事業承継税制は発行済株式総数の 2/3 部分までしか対象になりませんので、残りの 1/3 部分について相続時精算課税制度を適用して贈与するといったことも検討できます。

〔使うべきではないパターン〕

◇ 相続時に小規模宅地等の特例の適用を受ける予定又は物納する予定の財産である場合

相続時精算課税制度により贈与した場合、その財産について小規模宅地等の評価減の特例の適用を受けることや物納することはできなくなります。

◇ 将来確実に評価額が下がる財産(建物などの減価償却資産)や価値がなくなる可能性がある財産(倒産する可能性のある会社の株式など)である場合

相続時の相続財産に加算される金額は贈与時の価額ですので、100 で精算課税制度による贈与をしたものが相続時に 50 や 0 になっていたとしても、相続税は相続時の 50 や 0 ではなく贈与時の 100 として計算することになります。

◇ 暦年贈与により少しずつ生前贈与をしていく予定の場合

一度相続時精算課税制度を選択すると暦年贈与には戻れませんので、暦年贈与の年間 110 万円の非課税枠の権利を一生放棄することになります。

◇ 孫(代襲相続人となる孫を除きます)への贈与の場合

相続時に相続時精算課税制度により贈与を受けた孫が代襲相続人でない場合(相続人でない孫や孫養子の場合)は相続時に 2 割加算の対象となります。

特例の内容や要件などの詳細は「相続時精算課税制度」(P.29 2(15))をご確認ください。

(2) 所得税率

平成 27 年以後

課税所得金額		税率	控除額
超	以下		
—	195 万円	5%	—
195 万円	330 万円	10%	97,500 円
330 万円	695 万円	20%	427,500 円
695 万円	900 万円	23%	636,000 円
900 万円	1,800 万円	33%	1,536,000 円
1,800 万円	4,000 万円	40%	2,796,000 円
4,000 万円	—	45%	4,796,000 円

※ 平成 49 年までは別途復興特別所得税(所得税額の 2.1%)あり

(3) 所得税・復興特別所得税・住民税概算速算表

平成 27 年以後

課税所得金額		税率	控除額
超	以下		
—	195 万円	15.105%	—
195 万円	330 万円	20.210%	99,548 円
330 万円	695 万円	30.420%	436,478 円
695 万円	900 万円	33.483%	649,357 円
900 万円	1,800 万円	43.693%	1,568,257 円
1,800 万円	4,000 万円	50.840%	2,854,717 円
4,000 万円	—	55.945%	4,896,717 円

＜使い方例＞ 課税所得が 600 万円の場合 $600 \text{ 万円} \times 30.420\% - 436,478 \text{ 円} = 1,388,722 \text{ 円}$

(4) 給与所得控除

平成 29 年以後

給与等の収入金額		給与所得控除額
超	以下	
—	180 万円	収入金額×40% (最低 650,000 円)
180 万円	360 万円	収入金額×30% + 180,000 円
360 万円	660 万円	収入金額×20% + 540,000 円
660 万円	1,000 万円	収入金額×10% + 1,200,000 円
1,000 万円	—	2,200,000 円

(5) 給与年収と概算手取額

平成 29 年以後

年収	社会保険料	所得税等・住民税	概算手取額
300 万円	45 万円	11 万円	244 万円
450 万円	67 万円	25 万円	358 万円
600 万円	89 万円	43 万円	468 万円
750 万円	112 万円	68 万円	570 万円
900 万円	134 万円	102 万円	663 万円
1,050 万円	148 万円	140 万円	761 万円
1,200 万円	158 万円	181 万円	857 万円
1,350 万円	168 万円	228 万円	950 万円
1,500 万円	178 万円	287 万円	1,031 万円
1,650 万円	187 万円	349 万円	1,110 万円
1,800 万円	197 万円	410 万円	1,189 万円

※ 前提条件は以下のとおり

- ① 大阪府在住で年齢は 40 歳～65 歳 ② 賞与は夏 1 ヶ月、冬 2 ヶ月 ③ 給与所得以外の所得は考慮しない
④ 扶養親族は子 2 人(控除額 76 万円) ⑤ 社会保険料控除・扶養控除以外の控除は考慮しない

(6) マイホーム取得等・増改築等の時の特例

① 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

特 例 の 概 要	平成 33 年 12 月までの間に住宅ローン等を利用してマイホームである家屋の取得等・増改築等をし、その住宅に居住した場合は、その住宅ローンの年末借入残高に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる ※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる												
控 除 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除期間</th><th rowspan="2">控除率</th><th colspan="2">各年の控除限度額</th></tr> <tr> <th>一般住宅</th><th>認定住宅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 年</td><td>借入金等の年末残高の 1%</td><td>40 万円(※)</td><td>50 万円(※)</td></tr> </tbody> </table>	控除期間	控除率	各年の控除限度額		一般住宅	認定住宅	10 年	借入金等の年末残高の 1%	40 万円(※)	50 万円(※)	※ 住宅取得に関する消費税等の税率が 5% の場合、各年の控除限度額は一般住宅 20 万円、認定住宅 30 万円	
控除期間	控除率			各年の控除限度額									
		一般住宅	認定住宅										
10 年	借入金等の年末残高の 1%	40 万円(※)	50 万円(※)										
取得等の場合の住宅の要件	床面積の 1/2 以上が専ら居住用												
	家屋の登記簿上床面積が 50 ㎡以上												
	建築後使用された中古家屋の場合は次のいずれかの要件を満たす家屋 i. 取得日以前 25 年以内に建築された耐火建築物 ii. 取得日以前 20 年以内に建築された耐火建築物以外の家屋 iii. 取得日前 2 年以内に地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして一定の証明がされた家屋												
	取得の時に生計を一にしており、その取得後も引き続き生計を一にする親族や特別な関係のある者などからの取得でない												
	認定住宅の場合は長期優良住宅や低炭素住宅などであることにつき一定の証明がされたもの												

増改築等の場合の住宅の要件	次のいずれかに該当する工事
	i. 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕等の工事
	ii. マンション等の区分所有建物のうち、その人の区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕等の工事
	iii. 居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕等の工事
	iv. 建築基準法施行令の構造強度等に関する規定又は地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕等の工事
	v. 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕等の工事
	vi. エネルギーの使用の合理化に相当程度以上資する修繕等の工事
その他の要件	自己所有の家屋で、増改築前から自己の主たる居住用である家屋
	増改築等工事に要した費用が 100 万円超
	居住用部分の工事費が全体の工事費の 1/2 以上
	増改築等後の家屋の床面積の 1/2 以上が専ら居住用
	増改築等後の家屋の登記簿上床面積が 50 ㎡以上
	個人(平成 28 年 4 月 1 日以後取得分は非居住者も適用可)
	取得等・増改築等の日から 6 ヶ月以内に居住
留 意 点	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)
	償還期間 10 年以上の住宅ローンを有するもの
	※ 無利子又は 1%に満たない利率による勤務先からの借入金、親族や知人からの借入金は除く
	この特別控除を受ける年分の合計所得金額が 3 千万円以下
	居住年とその前後 2 年ずつの 5 年間に次の特例を受けていない
	i. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
	ii. 居住用財産の 3,000 万円特別控除
	iii. 特定居住用財産の買換え等の特例
	※ 住宅ローン控除の適用を受けた住宅について、その後当該住宅について上記の特例を受ける場合は可
	適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続きその住宅に居住している
	次の特例との併用不可
	i. 特定(バリアフリー・省エネ)増改築等住宅借入金特別控除
	ii. 認定長期優良住宅新築等特別税額控除
	iii. 住宅特定改修特別税額控除

② 特定(バリアフリー・省エネ)増改築等住宅借入金特別控除

	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事						
特 例 の 概 要	平成 33 年 12 月までの間に住宅ローン等を利用して自己所有のマイホームのバリアフリー改修工事を含む増改築等をした場合は、その住宅ローンの年末借入残高に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる ※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる	平成 33 年 12 月までの間に住宅ローン等を利用して自己所有のマイホームの省エネ改修工事を含む増改築等をした場合は、その住宅ローンの年末借入残高に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる ※ 所得税から控除しきれない場合は住民税から一定額を控除できる						
控 除 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除期間</th><th>控除率</th><th>各年の控除限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年</td><td> 特定増改築等借入金等(※1)の 年末残高の 2% 上記以外の借入金等の年末残高の 1% </td><td> 特定増改築等借入金等分 5 万円 上記以外の借入金等分 7 万 5 千円 (計 12 万 5 千円) (※2) </td></tr> </tbody> </table> ※1 特定増改築等借入金等とは、特定(バリアフリー・省エネ)増改築等に要した費用の額に相当する部分の借入金等 ※2 住宅取得に関する消費税等の税率が 5%の場合、各年の控除限度額は特定増改築等借入金等分 4 万円、上記以外の借入金等分 8 万円、計 12 万円		控除期間	控除率	各年の控除限度額	5 年	特定増改築等借入金等(※1)の 年末残高の 2% 上記以外の借入金等の年末残高の 1%	特定増改築等借入金等分 5 万円 上記以外の借入金等分 7 万 5 千円 (計 12 万 5 千円) (※2)
控除期間	控除率	各年の控除限度額						
5 年	特定増改築等借入金等(※1)の 年末残高の 2% 上記以外の借入金等の年末残高の 1%	特定増改築等借入金等分 5 万円 上記以外の借入金等分 7 万 5 千円 (計 12 万 5 千円) (※2)						

③ 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

特 例 の 概 要	平成 33 年 12 月までの間に認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の取得等をし、その住宅に居住した場合は、一定の要件の下で、認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる		
控 除 額	認定住宅	控除率	控除限度額
	長期優良 低炭素	標準的なかかり増し費用の 10%	65 万円(※)
※ 住宅取得に関する消費税等の税率が 5%の場合は、控除限度額は 50 万円			

④ 三世帯同居改修工事等に係る特例

	住宅ローン控除の特例	税額控除の特例
特 例 の 概 要	平成 33 年 12 月までの間に自己の有する家屋に三世帯同居対応改修工事を行い、居住の用に供した時は、住宅ローン控除、税額控除のいずれかの特例を適用することができる	
	三世帯同居改修工事等に充てるために借り入れた借入金等について、その種類の区分に応じ、居住の用に供した年から5年間、それぞれに定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除する	三世帯同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額のうち一定の金額を居住の用に供した年の所得税の額から控除する
控 除 額	工事等に充てるための住宅借入金(1,000 万円を限度)の種類区分に応じ次に定める金額の合計	
	特定多世帯同居改修分	左記以外
	当該工事費用(250 万円限度)に係る住宅借入金等の年末残高の 2%	当該工事費用(750 万円限度)に係る住宅借入金等の年末残高の 1%
	工事等に係る標準的な工事費用相当額(250 万円を限度)の 10%	

⑤ 住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除

特 例 の 概 要	平成 33 年 12 月までの間にバリアフリー改修工事若しくは一般省エネ改修工事又は耐震改修工事をし、その住宅に居住した場合は、一定の要件の下で、一定の金額に控除率を乗じて計算した金額を所得税から控除できる		
控 除 額	種類	控除率	控除限度額
	バリアフリー	改修工事等に要した費用 又は 標準的な費用 のいずれか少ない金額の 10%	20 万円(15 万円)
	省エネ		25 万円 太陽光発電設備設置工事を含む場合 35 万円 (20 万円で、太陽光発電設備設置工事を含む場合 30 万円)
			25 万円(20 万円)
	耐震		
※ ()内の金額は、住宅取得に関する消費税等の税率が 5%の場合			

⑥ 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例

	贈与税の非課税制度	相続時精算課税制度															
特 例 の 概 要	父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合は、次の非課税限度額までについて贈与税が非課税になる 【非課税限度額】 <table> <tr> <th>贈与年</th><th colspan="2">非課税限度額</th></tr> <tr> <th></th><th>一般住宅</th><th>省エネ等住宅</th></tr> <tr> <td>～平成 32 年 3 月 31 日</td><td>700 万 (2,500 万)</td><td>1,200 万 (3,000 万)</td></tr> <tr> <td>～平成 33 年 3 月 31 日</td><td>500 万 (1,000 万)</td><td>1,000 万 (1,500 万)</td></tr> <tr> <td>～平成 33 年 12 月 31 日</td><td>300 万 (700 万)</td><td>800 万 (1,200 万)</td></tr> </table> ※ () 内の金額は、住宅取得に関する消費税等の税率が 10%の場合	贈与年	非課税限度額			一般住宅	省エネ等住宅	～平成 32 年 3 月 31 日	700 万 (2,500 万)	1,200 万 (3,000 万)	～平成 33 年 3 月 31 日	500 万 (1,000 万)	1,000 万 (1,500 万)	～平成 33 年 12 月 31 日	300 万 (700 万)	800 万 (1,200 万)	通常、相続時精算課税制度は贈与者である親の年齢が 60 歳以上でなければ選択できないが、住宅取得等資金の贈与を受ける場合に限り、贈与者である親の年齢が 60 歳未満であっても選択することができる
贈与年	非課税限度額																
	一般住宅	省エネ等住宅															
～平成 32 年 3 月 31 日	700 万 (2,500 万)	1,200 万 (3,000 万)															
～平成 33 年 3 月 31 日	500 万 (1,000 万)	1,000 万 (1,500 万)															
～平成 33 年 12 月 31 日	300 万 (700 万)	800 万 (1,200 万)															
受 贈 者 の 要 件	贈与時に無制限納税義務者 ※無制限納税義務者とは、居住者(在留資格により一時的滞在をしている外国人を除く)及び一定の非居住者 贈与年の 1 月 1 日において 20 歳以上 贈与時に贈与者の直系卑属 贈与年の合計所得金額が 2,000 万円以下 平成 26 年以前にこの特例を受けていない	贈与時に贈与者の直系卑属である推定相続人															
住 宅 の 要 件	日本国内の家屋 自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地) 受贈者の配偶者・直系血族・生計一親族等からの取得等・増改築等でない																
取 得 等 の 場 合	贈与年の翌年 3 月 15 日までに、住宅取得等資金の全額を住宅取得等の対価に充てて取得等した家屋で、同日までに自己の居住用に供した(又は供することが確実であると見込まれる)もの 床面積の 1/2 以上が専ら居住用																

取得等の場合	家屋の登記簿上床面積が 50㎡以上 240㎡以下		家屋の登記簿上床面積が 50㎡以上
	建築後使用された中古家屋の場合は次のいずれかの要件を満たす家屋		
	i. 取得日以前 25 年以内に建築された耐火建築物		
	ii. 取得日以前 20 年以内に建築された耐火建築物以外の家屋		
増改築等の場合	iii. 地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして一定の証明がされた家屋		
	贈与年の翌年 3 月 15 日までに、住宅取得等資金の全額を自己の居住用家屋について行う増改築等の対価に充てて増改築等した家屋で、同日までに自己の居住用に供した(又は供することが確実であると見込まれる)もの		
	増改築等工事に要した費用が 100 万円以上		
	居住用部分の工事費が全体の工事費の 1/2 以上		
	増改築等後の家屋の床面積の 1/2 以上が専ら居住用		
	増改築等後の家屋の登記簿上床面積が 50㎡以上 240㎡以下		増改築等後の家屋の登記簿上床面積が 50㎡以上
	次のいずれかに該当する工事		
留意点	i. 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕等の工事		
	ii. マンション等の区分所有建物のうち、その人の区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕等の工事		
	iii. 居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕等の工事		
	iv. 地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕等の工事		
留意点	v. 省エネ性又は耐震性を満たす居住用家屋として一定の基準に適合させるための修繕等の工事		
	これらの特例は直系尊属からの贈与のみが対象のため、例えば配偶者の父母・祖父母(養子縁組をしている場合を除く)からの贈与は対象外		
留意点	暦年贈与でも相続時精算課税贈与でもどちらでも適用可		この特例は、一度選択するとその後は暦年贈与の選択をすることができない

(7) マイホーム売却時の特例

① 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例、居住用財産の 3,000 万円特別控除

	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例	居住用財産の 3,000 万円特別控除						
特 例 の 概 要	所有期間が 10 年超の居住用財産を売却した場合、売却益(右記 3,000 万円控除の特例による控除額がある場合はその控除額を控除した残額)のうち 6,000 万円以下の部分に対して以下の軽減税率が適用できる	居住用財産を売却した場合、売却益から最高 3,000 万円を控除できる						
	<table><tr><th>所得税率</th><th>復興税率</th><th>住民税率</th></tr><tr><td>10%</td><td>0.21%</td><td>4%</td></tr></table>		所得税率	復興税率	住民税率	10%	0.21%	4%
	所得税率		復興税率	住民税率				
	10%		0.21%	4%				
	(参考) 通常の税率							
	<table><tr><th>所得税率</th><th>復興税率</th><th>住民税率</th></tr><tr><td>15%</td><td>0.315%</td><td>5%</td></tr></table>		所得税率	復興税率	住民税率	15%	0.315%	5%
所得税率	復興税率	住民税率						
15%	0.315%	5%						

売却資産の要件	日本国内のもの	—
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)	
	居住をしなくなった日以後 3 年経過日の属する年を過ぎていない	
	売却年の 1 月 1 日において所有期間が 10 年超	この特例を受けることだけを目的として入居した家屋でない
		一時的に入居しただけの家屋でない
		別荘などの主に娯楽等が目的の家屋でない
		転勤等のやむを得ない事情により配偶者等と離れ単身で他に起居している場合、そのやむを得ない事情が解消した後はその配偶者等と起居をともにすると認められる場合のその配偶者等が居住している家屋
その他の要件	売却先が売主の配偶者・直系血族・生計一親族・同族会社でない	
	この売却にあたり、次の特例を受けていない i. 特定居住用財産の買換え等の特例 ii. 固定資産の交換の特例 など	この売却にあたり、次の特例を受けていない i. 特定居住用財産の買換え等の特例 ii. 固定資産の交換の特例 iii. 事業用財産の買換え等の特例 iv. 収用等の場合の特別控除 など
留意点	売却年の前年及び前々年にこの特例を受けていない	売却年の前年及び前々年に次の特例を受けていない i. この特例 ii. 特定居住用財産の買換え等の特例 iii. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例 iv. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例
	居住用財産の 3,000 万円特別控除との併用可能	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例との併用可能
	—	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例との併用可能(両方で上限 3,000 万円)
	売却年の前年及び前々年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合で、その住宅借入金等特別控除の適用を受けた住宅以外の資産(先行取得の場合の旧宅など)を売却してこれらの適用を受けるときは、その住宅借入金等特別控除の適用は取消	

② 特定居住用財産の買換え等の特例

特例の概要	平成 29 年 12 月 31 日までに、所有期間が 10 年超の特定の居住用財産を売却し、代わりの居住用財産を購入した場合は、その売却した居住用財産の売却益に対する課税を、将来その購入した居住用財産を売却等するときまで繰延べることができる ※ 売却益が非課税になるわけではない
売却資産の要件	日本国内のもの
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)
	居住をしなくなった日以後 3 年経過日の属する年を過ぎていない

売却資産の要件	売った人の居住期間が 10 年以上で、かつ、売却年の 1 月 1 日において売った家屋やその敷地の所有期間が共に 10 年を超えること
	売却代金が 1 億円以下
買換資産の要件	日本国内のもの
	購入建物の床面積が 50 m ² 以上、購入土地の面積が 500 m ² 以下のもの
	中古の場合、取得の日以前 25 年以内に建築されたもの(一定の場合を除く)
その他の要件	売却先が売主の配偶者・直系血族・生計一親族・同族会社でない
	この売却にあたり、次の特例を受けていない
	i. 事業用財産の買換え等の特例 ii. 収用等の場合の特別控除 など
	売却年の前年及び前々年に次の特例を受けていない
留意点	i. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
	ii. 居住用財産の 3,000 万円特別控除
	iii. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例
	iv. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例
留意点	売却年の前年及び前々年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合で、その住宅借入金等特別控除の適用を受けた住宅以外の資産(先行取得の場合の旧宅など)を売却してこの適用を受けるときは、 <u>その住宅借入金等特別控除の適用は取消</u>
	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例との併用可能

③ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例

	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例
特例の概要	平成 29 年 12 月 31 日までに、所有期間が 5 年超の住宅ローンの残っている居住用財産を売却した場合、その売却した居住用財産の売却損(住宅ローン残高から売却金額を控除した残額が上限)をその年の給与所得や事業所得など他の所得と損益通算(控除しきれない場合は繰越控除)できる	平成 29 年 12 月 31 日までに、所有期間が 5 年超の居住用財産を売却し、代わりに住宅ローンを組んで居住用財産を購入した場合、その売却した居住用財産の売却損をその年の給与所得や事業所得など他の所得と損益通算(控除しきれない場合は繰越控除)できる ※ 売却資産に 500 m ² 超の土地等が含まれている場合は、繰越控除において一定の制限あり
売却資産の要件	日本国内のもの	
	自己の主たる居住用家屋(又は家屋及びその敷地)	
	居住をしなくなった日以後 3 年経過日の属する年を過ぎていない	
	売却年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年超	
	売買契約日の前日に売却資産について償還期間 10 年以上の住宅ローンを有するもの	—

買 換 資 産 の 要 件	—	日本国内にあるもの
		自己の主たる居住用家屋又はその敷地等とするもの
		居住用部分の床面積が 50 ㎡以上
		購入年の 12 月 31 日に購入資産について償還期間 10 年以上の住宅ローンを有するもの
そ の 他 の 要 件	売却先が売主の配偶者・直系血族・生計一親族・同族会社でない	
	売却年の前年及び前々年に次の特例を受けていない i. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 ii. 居住用財産の 3,000 万円特別控除 iii. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例	
	売却年の前年以前 3 年以内に、適用を受けようとする居住用財産以外の他の居住用財産の譲渡損失について同じ特例を受けていない	
	繰越控除を受ける年分の合計所得金額が 3 千万円以下 ※ 損益通算には上記要件なし	
	売却年及びその前年以前 3 年以内に居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算等の特例を受けていない	売却年及びその前年以前 3 年以内に特定居住用財産の譲渡損失の損益通算等の特例を受けていない
	—	繰越控除を受ける年の 12 月 31 日に購入資産について償還期間 10 年以上の住宅ローンを有する
留 意 点	譲渡資産について住宅ローン控除の適用を受けていた場合でも適用可能	買換資産について住宅ローン控除との併用可能

(8) 相続税率

平成 27 年以後

課税標準		税率	控除額
超	以下		
—	1,000 万円	10%	—
1,000 万円	3,000 万円	15%	50 万円
3,000 万円	5,000 万円	20%	200 万円
5,000 万円	1 億円	30%	700 万円
1 億円	2 億円	40%	1,700 万円
2 億円	3 億円	45%	2,700 万円
3 億円	6 億円	50%	4,200 万円
6 億円	—	55%	7,200 万円

(9) 贈与税率

平成 27 年以後

課税標準		一般贈与		特例贈与	
超	以下	税率	控除額	税率	控除額
—	200 万円	10%	—	10%	—
200 万円	300 万円	15%	10 万円	15%	10 万円
300 万円	400 万円	20%	25 万円		
400 万円	600 万円	30%	65 万円	20%	30 万円
600 万円	1,000 万円	40%	125 万円	30%	90 万円
1,000 万円	1,500 万円	45%	175 万円	40%	190 万円
1,500 万円	3,000 万円	50%	250 万円	45%	265 万円
3,000 万円	4,500 万円	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円	—			55%	640 万円

※ 特例贈与とは、直系尊属からの贈与で受贈者が 1 月 1 日時点で 20 歳以上の場合

(10) 概算相続税額早見表

平成 27 年以後

① 配偶者がいる場合（配偶者の財産取得割合が 1/2 で配偶者の税額軽減の特例を適用するものと仮定）

相続財産 課税価格	法定相続人			
	子 1 人 + 配偶者	子 2 人 + 配偶者	子 3 人 + 配偶者	子 4 人 + 配偶者
5,000 万円	40 万円	10 万円	0 円	0 円
7,500 万円	198 万円	144 万円	106 万円	75 万円
1 億円	385 万円	315 万円	263 万円	225 万円
1 億 5,000 万円	920 万円	748 万円	665 万円	588 万円
2 億円	1,670 万円	1,350 万円	1,218 万円	1,125 万円
2 億 5,000 万円	2,460 万円	1,985 万円	1,800 万円	1,688 万円
3 億円	3,460 万円	2,860 万円	2,540 万円	2,350 万円
3 億 5,000 万円	4,460 万円	3,735 万円	3,290 万円	3,100 万円
4 億円	5,460 万円	4,610 万円	4,155 万円	3,850 万円
4 億 5,000 万円	6,480 万円	5,493 万円	5,030 万円	4,600 万円
5 億円	7,605 万円	6,555 万円	5,963 万円	5,500 万円
6 億円	9,855 万円	8,680 万円	7,838 万円	7,375 万円
7 億円	1 億 2,250 万円	1 億 870 万円	9,885 万円	9,300 万円
8 億円	1 億 4,750 万円	1 億 3,120 万円	1 億 2,135 万円	1 億 1,300 万円
9 億円	1 億 7,250 万円	1 億 5,435 万円	1 億 4,385 万円	1 億 3,400 万円
10 億円	1 億 9,750 万円	1 億 7,810 万円	1 億 6,635 万円	1 億 5,650 万円

② 配偶者がいない場合

相続財産 課税価格	法定相続人			
	子 1 人	子 2 人	子 3 人	子 4 人
5,000 万円	160 万円	80 万円	20 円	0 円
7,500 万円	580 万円	395 万円	270 万円	210 万円
1 億円	1,220 万円	770 万円	630 万円	490 万円
1 億 5,000 万円	2,860 万円	1,840 万円	1,440 万円	1,240 万円
2 億円	4,860 万円	3,340 万円	2,460 万円	2,120 万円
2 億 5,000 万円	6,930 万円	4,920 万円	3,960 万円	3,120 万円
3 億円	9,180 万円	6,920 万円	5,460 万円	4,580 万円
3 億 5,000 万円	1 億 1,500 万円	8,920 万円	6,980 万円	6,080 万円
4 億円	1 億 4,000 万円	1 億 920 万円	8,980 万円	7,580 万円
4 億 5,000 万円	1 億 6,500 万円	1 億 2,960 万円	1 億 980 万円	9,080 万円
5 億円	1 億 9,000 万円	1 億 5,210 万円	1 億 2,980 万円	1 億 1,104 万円
6 億円	2 億 4,000 万円	1 億 9,710 万円	1 億 6,980 万円	1 億 5,040 万円
7 億円	2 億 9,320 万円	2 億 4,500 万円	2 億 1,240 万円	1 億 9,040 万円
8 億円	3 億 4,820 万円	2 億 9,500 万円	2 億 5,740 万円	2 億 3,040 万円
9 億円	4 億 320 万円	3 億 4,500 万円	3 億 240 万円	2 億 7,270 万円
10 億円	4 億 5,820 万円	3 億 9,500 万円	3 億 5,000 万円	3 億 1,770 万円

(11) 相続財産額別の特例贈与による生前贈与額上限の目安

※ 贈与後はその分の相続財産が減り、相続税限界税率も下がる場合があることに留意すること

① 配偶者がいる場合（相続時の配偶者の財産取得割合が 1/2 で配偶者の税額軽減の特例を適用するものと仮定）

相続財産 課税価格	法定相続人						
	子 1 人 + 配偶者			子 2 人 + 配偶者			
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	
～ 1 億 5,000 万円	110 万円	0%	0～15%	110 万円	0%	0～11%	
			15%			11%	
～ 2 億 5,000 万円	310 万円	10%	15～ 20%	310 万円	10%	11～ 18%	
			20%			18%	
～ 4 億 5,000 万円	510 万円	15%	20～ 23%	510 万円	15%	18～ 21%	
			23%			21%	
～ 8 億円	710 万円	20%	23～ 25%	710 万円	20%	21～ 23%	
～			25%			23%	23～ 24%
～						24%	24%
10 億円						24%	24%
相続財産 課税価格	子 3 人 + 配偶者			子 4 人 + 配偶者			
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	
～ 2 億 5,000 万円	110 万円	0%	0～13%	110 万円	0%	0～11%	
			13%			11%	
～ 4 億 5,000 万円	310 万円	10%	13～ 18%	310 万円	10%	11～ 15%	
			18%			15%	
～ 6 億 5,000 万円	510 万円	15%	18～ 19%			15～ 19%	
			19%			19%	
～ 8 億円			19～ 23%	510 万円	15%	19～ 20%	
～ 10 億円	23%	20%	20～ 23%				
		23%	23%				

② 配偶者がいない場合

相続財産 課税価格	法定相続人							
	子 1 人			子 2 人				
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率		
～ 5,000 万円	110 万円	0%	0～15%	110 万円	0%	0～10%		
～ 7,000 万円			15%			10%		
～ 1 億円	310 万円	10%	15～ 20%			310 万円	10%	10～ 15%
～ 1 億 5,000 万円			20%					15%
～ 2 億 5,000 万円	510 万円	15%	20～ 30%	710 万円	20%			15～ 30%
～ 3 億 5,000 万円			30%					30%
～ 4 億 5,000 万円	710 万円	20%	30～ 40%			710 万円	20%	30～ 40%
～ 5 億 5,000 万円			40%					40%
～ 6 億 5,000 万円	1,110 万円	30%	40～ 45%	710 万円	20%			40～ 45%
～ 7 億 5,000 万円			45%					45%
相続財産 課税価格	子 3 人					子 4 人		
	特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率			特例贈与による生前 贈与額上限の目安	贈与税 限界税率	相続税 限界税率
～ 1 億円	110 万円	0%	0～15%	110 万円	0%	0～15%		
～ 2 億 5,000 万円			15%			15%		
～ 3 億 5,000 万円	310 万円	10%	15～ 20%	310 万円	10%	15～ 20%		
～ 4 億 5,000 万円			20%			20%		
～ 5 億 5,000 万円	510 万円	15%	20～ 30%			510 万円	15%	20～ 30%
～ 6 億 5,000 万円			30%					30%
～ 7 億 5,000 万円	710 万円	20%	30～ 40%	710 万円	20%			30～ 40%
～ 8 億 5,000 万円			40%					40%
～ 9 億 5,000 万円	1,110 万円	30%	40～ 45%			710 万円	20%	40～ 45%
～ 10 億 5,000 万円			45%					45%

(12) 小規模宅地等の評価減の特例

特 例 の 概 要	個人が相続又は遺贈により取得した宅地等のうち、相続開始直前において、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で一定の建物または構築物の敷地の用に供されていたもので、特例対象宅地等に該当する部分がある場合には、限度面積までに限り、評価額を減額することができる					
特 例 対 象 宅 地 等	〔特定居住用宅地等〕					
			建物等所有者			
			被相続人		被相続人の親族	
	居住者	取得者				
	被 相 続 人 (※1)(※2)	被 相 続 人 の 配 偶 者	○ 無条件		家 賃 ・ 地 代 な し	○ 無条件
		被 相 続 人 の 同 居 親 族 二 世 帯 住 宅 居 住 親 族 (※3)	○ 居住継続・保有継続			○ 居住継続・保有継続
		家 な き 子 (※4)	○ 被相続人に配偶者・相続人である 同居親族なし 保有継続			○ 被相続人に配偶者・ 相続人である同居親族なし 保有継続
	被 相 続 人 の 生 計 一 親 族	被 相 続 人 の 配 偶 者	家 賃	○ 無条件	家 賃 ・ 地 代 な し	○ 無条件
		当 該 生 計 一 親 族	な し	○ 居住継続・保有継続		○ 居住継続・保有継続
	※1 被相続人が老人ホーム等に入所していることにより居住の用に供することができない場合は、次の 2 要件を満たしている場合に限り、被相続人が居住していたものとして取り扱う i. 要介護認定・要支援認定又は障害支援認定を受けていた被相続人が養護老人ホーム・特別養護老人ホーム又は有料老人ホーム等に入居・入所していたこと ii. その建物を事業・貸付の用並びに被相続人・被相続人の生計一親族及び被相続人が前項に入所等直前に被相続人と生計一であり引き続きその建物に居住している親族以外の者の居住の用に供していないこと ※2 二世帯住宅のように一棟の建物(ただし区分所有でないものに限る)で被相続人が居住している部分以外の部分に被相続人の親族が居住している場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されている宅地等のうち当該被相続人の親族の居住している部分を含む ※3 二世帯住宅居住親族とは、被相続人と同居ではないが、被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(ただし区分所有でないものに限る)に居住している(つまり被相続人の世帯とは別に二世帯住宅で居住している)被相続人の親族をいう ※4 家なき子とは、相続開始前 3 年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者の所有する家屋(相続開始直前に当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く)に居住したことがない(つまり持家がない)被相続人の親族をいう					
	〔特定事業用宅地等〕					
			建物等所有者			
			被相続人		被相続人の親族	
	事業者	取得者				
	被 相 続 人	事業を承継する 被 相 続 人 の 親 族	○ 事業継続・保有継続		○ 家賃・地代なし 事業継続・保有継続	
	被 相 続 人 の 生 計 一 親 族	当 該 生 計 一 親 族	○ 家賃なし 事業継続・保有継続		○ 家賃・地代なし 事業継続・保有継続	

	〔特定同族会社事業用宅地等〕			
	事業者 取得者		建物等所有者	
			被相続人	被相続人の 生計一親族
	特定同族会社 (※1)(※2)		○ 家賃あり 事業継続・保有継続	○ 地代なし家賃あり 事業継続・保有継続
	特定同族会社 の役員(※3)で ある被相続人の 親 族		○ 地代あり 事業継続・保有継続	○ 事業継続・保有継続
	※1 貸付事業を行う法人の場合は貸付事業用宅地等に該当するため除く ※2 相続開始の直前に被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と特別の関係がある者が有する株式 の総数又は出資の総額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額の 50%を超える 法人をいう ※3 相続税の申告期限において判定する			
	〔貸付事業用宅地等〕			
	取得者		建物等所有者	
			被相続人	被相続人の生計一親族
	被相続人の 貸付事業を 承継する被相続 人の親族		○ 家賃あり(※1) 事業継続・保有継続	○ 地代あり 事業継続(※2)・保有継続
	建物所有者であ る被相続人の 生計一親族		○ 家賃あり(※1)・地代なし 事業継続・保有継続	○ 地代あり(※1) 事業継続(※2)・保有継続
	※1 特定同族会社が建物等を利用している場合は特定同族会社事業用宅地等に該当するため除く ※2 取得者が建物等所有者である場合は、建物等と土地の所有者が同じとなり、地代のやり取りがなくなることから、土 地の貸付という被相続人の事業を継続できなくなるため、要件を満たさないことになることに留意すること			
減 額 割 合 限 度 面 積	特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等 限度面積 400㎡ 減額割合 80%			
	特定居住用宅地等 限度面積 330㎡ 減額割合 80%			
	貸付事業用宅地等 限度面積 200㎡ 減額割合 50%			
	複数の特例対象宅地等(貸付事業用宅地等を含まない場合)の限度面積 完全併用可(合計 730㎡) 特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等で計 400㎡、特定居住用宅地等で計 330㎡			
	複数の特例対象宅地等(貸付事業用宅地等を含む場合)の限度面積 次の算式の合計が 200㎡ 特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等×200/400 + 特定居住用宅地等×200/330 + 貸付事業用宅地等			

(13) 相続により取得した財産の譲渡にかかる特例

① 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除

特 例 の 概 要	相続等により被相続人の居住用不動産を取得した相続人等が、その居住用不動産を譲渡した場合に、次の要件を満たすときは、売却時の譲渡益から 3,000 万円を控除することができる ※相続開始直前においてその土地が用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物(母屋と離れなど)のある一団の土地であった場合には、特例対象は一の建築物である被相続人居住用家屋(母屋)部分に相当する部分に限る
譲 渡 時 期	相続時から相続開始日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの譲渡 平成 31 年 12 月 31 日までの間の譲渡
居 住 要 件	相続開始の直前において被相続人の居住用
譲 渡 者 要 件	家屋及びその敷地等の両方を取得した相続人等

家 屋 要 件	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋
	区分所有登記がされているマンションや二世帯住宅等でない
	相続開始の直前において被相続人以外に居住者がいない
譲渡価額要件	譲渡金額(一定期間内の一定の譲渡金額含む)が 1 億円以下
譲渡資産要件	家屋のみの譲渡・家屋及びその敷地の譲渡の場合 相続時から譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に使用されず、かつ、譲渡時に地震に対する安全性に係る規定又は基準として一定のものに適合(耐震リフォームをしたもの等)している
	家屋を取壊し等の後のその敷地のみの譲渡の場合 相続時から取壊し等をし、譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に使用されず、かつ、取壊し等の後に建物・構築物の敷地の用に供されていない
留 意 点	相続財産を譲渡した場合の取得費の特例とは選択適用
	居住用財産の 3,000 万円特別控除や特定居住用財産の買換え等の特例との併用可 (ただし、同一年での適用の場合は両方で上限 3,000 万円)
	この特例は財産を相続等した相続人等ごとに適用できるため、例えば相続人等 2 人が相続等した場合は、各 3,000 万円の最大計 6,000 万円の控除が受けられる(遺産分割時に留意する必要がある)

② 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例

特 例 の 概 要	相続等により被相続人の土地、建物、株式など取得した相続人等が、その財産を譲渡した場合に、その相続等により支払った相続税額のうちその譲渡財産に対応する部分の金額を譲渡資産の取得費に加算することができる
譲 渡 時 期	相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までの譲渡
留 意 点	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の適用を受けようとする部分は選択適用

(14) 居住用財産に係る贈与税の配偶者控除

特 例 の 概 要	婚姻期間が 20 年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、その贈与に係る贈与税の計算において基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円を控除できる
要 件	夫婦の婚姻期間が 20 年以上
	日本国内の居住用財産(又は居住用不動産を取得するための金銭) 贈与年の翌年 3 月 15 日までに、贈与により取得した居住用財産に受贈者が居住し、その後も引き続き居住する見込みであること
留 意 点	この特例は同一の配偶者からは一生に一度しか使えない (2,000 万円について、今年 1,000 万円、来年 1,000 万円ということはいできない)
	登録免許税(固定資産税評価額の 2%)は課税される(相続取得の場合は 0.4%)
	不動産取得税(固定資産税評価額の 3%、土地は固定資産税評価額を 1/2 にする)は課税されるが、一定の要件を満たせば軽減措置(住宅の取得に対する軽減)あり(要手続)
	そもそも贈与者に相続税が課税されない場合や、贈与を受けた配偶者に先に相続が発生してその相続により贈与者に戻ってくる場合は、登録免許税や不動産取得税が余計に課税されるだけとなる(配偶者に先に相続が発生する場合を想定しておく必要がある)
	贈与税額が発生しない場合でも贈与税の申告が必要

(15) 相続時精算課税制度

特 例 の 概 要	贈与時に比較的少ない贈与税負担で贈与を行うことができる代わりに、その贈与分について将来の相続発生時に相続税の対象とし、相続税で精算する制度
贈 与 税 額 の 計 算	(贈与財産の価額の合計額－特別控除額) × 20%
	特別控除額の限度額 2,500 万円 ※ 前年以前に既に相続時精算課税制度による贈与をしている場合は、2,500 万円からその贈与財産の価額の合計額を控除した残額
相 続 発 生 時 の 処 理	相続時精算課税制度による贈与財産の全てについて、 <u>贈与時の価額</u> で相続財産に加算して相続税を計算
	既に納めた相続時精算課税制度での贈与に係る贈与税額を相続税額から控除
要 件	贈与者が贈与年の 1 月 1 日で 60 歳以上
	受贈者は贈与者の推定相続人である直系卑属(孫を含む)で、贈与年の 1 月 1 日で 20 歳以上
特 有 の 主 な 効 果	贈与したい財産がある場合に、その贈与税の負担を減らすことができる
	相続財産の評価額を贈与時の価額に固定することができる
留 意 点	特別控除額の範囲内の贈与であっても必ず贈与税の申告が必要
	一度相続時精算課税を選択すると、それ以後は通常の贈与(暦年贈与)を選択することは不可
	贈与財産を相続財産に加算するとき、贈与時より評価額が下がっていた場合でも贈与時の価額で加算
	孫への贈与の場合、相続時にその孫が相続人でない場合は 2 割加算の対象となる 相続時精算課税制度により贈与した財産は、相続時に小規模宅地等の評価減の特例の適用を受けることや物納をすることができない

3. 法人に関する税金

(1) Q & A

- ① 資本金が 1 億円以下の普通法人などの中小法人等に課せられる法人税・法人住民税・法人事業税等について概算額の計算をしたいのですが、どうすればよいですか？

A. 課税所得金額に応じて「中小法人等の法人税・法人住民税・法人事業税等概算早見表」(P.33 3(4)) に当てはめて計算します。

- ② 役員退職金の支給額はいくらくらいにすればよいですか？

A. 役員退職金の支給額の目安は、その役員の最終報酬月額、在任期間、功績倍率を基に算出することができます。

役員退職金は、もしその支給額が過大であった場合にはその過大な部分については法人の損金になりません。なお、法人税法上、いくら以上が過大であるかの明確な規定は存在しませんが、実務上は在任期間や功績倍率を基に算出した金額を基準に考えることがほとんどです。

また、役員退職金を受取る役員側の課税においては、通常の役員報酬による受取りに比べて所得税等の税額が少なくなるような規定となっています。

支給額の目安の算出方法や役員側の課税などの詳細については「役員退職金」(P.34 3(5)) をご確認ください。

- ③ 土地の上に建物を建築する場合等において、建物所有者が土地所有者と異なることとなる場合、何か留意することはありますか？

A. 建物所有者と土地所有者が異なる場合、原則として借地権が発生し、一定のパターンの場合には建物所有者及び土地所有者に対し課税が発生します。

土地所有者と異なる者がその土地の上に建物を建築する場合等には、その土地には借地権が発生し、その借地権は原則として建物所有者に帰属することになります。この場合にその借地権分の土地は、土地所有者から建物所有者へ所有権が移転すると考えることになり、建物所有者から土地所有者に対し適正な対価のやり取りがない場合は、原則としてその借地権分などの受贈益や贈与税の課税の対象となります。

なお、土地所有者が個人の場合、次の 2 パターンのときは適正な対価のやり取りがない場合であっても課税はありません。

- ◆ 建物所有者が法人の場合で、無償返還の届出を提出しているとき
- ◆ 建物所有者が個人の場合で、その土地が使用貸借(≒タダで貸すこと)のとき

借地権について課税されるケースについては「借地権」(P.35 3(6)) をご確認ください。

- ④ 設備投資をする場合や地方に拠点を移転・拡充する場合、従業員の雇用・人件費が増加する場合に法人税の特例があると聞きましたが、どのようなものがありますか？

A. 設備投資(新品)をする場合や雇用・人件費を増やす場合等には、次のような特別償却・税額控除の特例があります。

＜中小企業者等が設備投資をする場合＞

設備の種類	機械装置 (1 台又は 1 基が 160 万円以上)	ソフトウェア (一が 70 万 円以上※4)	右記以外 の工具	測定工具・ 検査工具	器具備品 (1 台又は 1 基が 30 万 円以上)	建物付属 設備 (一が 60 万 円以上)	普通貨物 自動車(車両 総重量 3.5t 以上)・船舶
地方税	固定資産税の特例 固定資産税が 3 年間半分に 軽減	—	固定資産税の特例 固定資産税が 3 年間半分に軽減 設備の所在地が大阪府・京都府・東京都・神奈 川県・千葉県・埼玉県・愛知県の 7 都府県の場合 合は一定の対象業種のみ				—
	中小企業経営強化税制 一定の対象業種のみ 即時償却（100%特別償却） or 税額控除 10%(7%)						—
国税	中小企業投資促進税制 一定の対象業種のみ 30%特別償却 or 税額控除 7%(なし)	—	中小企業投 資促進税制 一定の対象 業種のみ	商業・サービス業活性化税制 一定の対象業種のみ 30%特別償却 or 税額控除 7%(なし)	中小企業投 資促進税制 一定の対象 業種のみ		

※1 中小企業者等とは次のものをいいます。

- 資本金が1億円以下の法人(ただし、資本金が1億円超などの大規模法人から、1社で1/2以上の出資を受けるものや2社以上で2/3以上の出資を受けるものを除く)
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 など

※2 資本金が3,000万円超1億円以下の法人の場合は、下線の箇所は()内の扱いとなります。

※3 **中小企業経営強化税制及び固定資産税の特例**は、工業会等から証明書の取得等をし、固定資産の取得日(又は取得から60日以内)までに経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

※4 中小企業投資促進税制の場合は、ソフトウェアは「合計」70万円以上となり、測定工具・検査工具は1台又は1基が30万円以上に「合計120万円以上」という要件が加わります。

＜その他の場合＞

試験研究費を支出する場合	研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)
地方に拠点を移転・拡充する場合	地方拠点強化税制
雇用・人件費を増やす場合	雇用促進税制
	所得拡大促進税制

特例の内容や要件などの詳細は「特別償却・税額控除の特例」(P.36 3(7))をご確認ください。

⑤ **事業承継に関して、トラブルにならないように何か留意しておくべき点はありますか？**

A. 次のような場合は事業承継時にトラブルになる、又は、将来の相続時に相続税額が過大になる可能性がありますので留意する必要があります。

◆ 株主に経営に関与していない者(名義株主など)がいる場合

株主の中に経営に関与していない者(今後も関与する予定のない者)がいる場合には、堅調に利益を出している会社であればあるほど、後からそれらの者の持つ株式を買い戻す際には高額な株価になっている場合があります。また、それらの者に相続が発生した場合は、それらの者が持つ株式は次の世代へ分散していきます。特にそれらの者が名義株主である場合は、先代経営者しか事情を知らないことが多く、後継者の代になった時には余計に処理が困難となるケースも多いため、それらの者の持つ株式は早めにご取得等しておいた方がよいと思われます。

◆ 先代経営者の財産のほとんどが自社株式や事業用財産である場合

中小企業の社長は、財産のほとんどが自社株式や事業用財産であるということが少なくありません。このような場合、これらの財産は後継者が相続しなければ事業継続に支障がでることが多く、そうすると後継者以外の相続人に渡す財産がないため、遺産分割が整わない、遺留分をどうするかなどのトラブルになるケースが多くあります。遺産分割が整わない場合は、会社の株式の議決権は非常に不安定な状態になりますので、早い時期から後継者以外の相続人に対する手当も考える必要があります。

◆ 社長などの個人が所有する不動産を会社の事業用として利用している場合

会社の事業用として利用している本社や工場などの不動産が社長などの個人所有のものであることはよくあります。この際に家賃や地代をどうしているかにより、将来の相続時においてのそれらの不動産の評価額が大きく変わります。家賃や地代は無償(使用貸借)であることが多いと思いますが、無償である場合は、これらの不動産の評価額は自用評価となるため、家賃や地代を有償にしている場合に比べて評価額が高くなり、将来の相続時の相続税額が高くなります。また、無償である場合は、小規模宅地等の評価減の特例(特定同族会社事業用宅地等)が使えませんので、有償の場合と比べて評価額が上がります。有償にすると、社長など個人に不動産所得として所得税等が課されますので、その所得税等との比較検討は必要ですが、将来の相続のことを考えるのであれば、家賃や地代は無償より有償の方がよいと言えます。

◆ 会社に社長など個人からの借入金がある場合

会社に「社長など個人からの借入金」がある場合、それは社長など個人からみれば貸付金という債権として相続財産になります。会社にこの貸付金に見合うキャッシュがないことが多いため、この貸付金は換金性のない相続財産となる可能性が高くなります。それでもこの貸付金に対し相続税が課されることとなりますので、早めに処理しておくことを検討する必要があります。

◆ 自社の株価の把握、相続税額の試算をしていない場合

堅調に利益が出ている会社は社長が思っているよりも自社の株価が高くなっていることがあるため、必ず自社の株価評価をしておく必要があります。また、事業承継は先代経営者の相続と密接に関係しますので、併せて先代経営者の相続税額の試算をしておき、納税資金対策等を検討しておく必要があります。

◆ 先代経営者に相続があった場合に後継者が筆頭株主になることが不可能な場合又は後継者が役員でない場合

事業承継時の株式の移転に際し相続税や贈与税を猶予する事業承継税制という特例があります。この特例は要件が厳しいため利用しない可能性もありますが、少なくとも相続の際に特例の適用の選択をすることができるようにしておく必要がありますので、相続前に必要な要件(後継者が相続後に当該会社の議決権のうち最も多くの議決権を直接保有することができる(筆頭株主となることができる)こと、後継者が相続直前に役員であること、など)は満たしておく方がよいと思います。事業承継税制の内容や要件などの詳細は「事業承継税制」(P.38 3(8))をご確認ください。

(2) 法人税率

区分		平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日開始事業年度
中小法人等	所得年 800 万円以下	15%
	所得年 800 万円超	23.4%
中小法人等以外の普通法人		23.4%

※中小法人等とは次のもの

- ① 普通法人(資本金の額等が 5 億円以上である法人等の完全子会社等の場合を除く)のうち資本金が 1 億円以下であるもの
② 人格のない社団等・公益法人等・協同組合等

(3) 法人税等の実効税率

区分		平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日開始事業年度
中小法人等	所得年 800 万円以下	約 23.2%
	所得年 800 万円超	約 33.8%
中小法人等以外の普通法人		約 31.3% (外形標準課税分を除く)

※ 前提条件は以下のとおり

- ① 大阪市内の法人 ② 中小法人等以外は外形標準課税の適用あり ③ 中小法人等の法人住民税所得税割及び法人事業税所得割は標準税率 ④ 事業税は軽減税率適用法人(ただし、年 400 万円以下の所得に対する税率は考慮していない) ⑤ 均等割は考慮なし

(4) 中小法人等の法人税・法人住民税・法人事業税等概算早見表

課税所得金額	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日開始事業年度
500 万円	115 万円
1,000 万円	264 万円
1,500 万円	448 万円
2,000 万円	634 万円
2,500 万円	819 万円
3,000 万円	1,004 万円
3,500 万円	1,190 万円
4,000 万円	1,375 万円
4,500 万円	1,560 万円
5,000 万円	1,745 万円
6,000 万円	2,155 万円
7,000 万円	2,532 万円
8,000 万円	2,910 万円
9,000 万円	3,352 万円
1 億円	3,737 万円
2 億円	7,585 万円

※1 上記に均等割は含まない

※2 前提条件は ① 大阪市内の法人 ② 事業税は軽減税率適用法人

(5) 役員退職金

支給額の目安	最終報酬月額 × 役員在任期間 × 功績倍率 功績倍率の目安は次のとおり 社長 3.0 専務 2.5 常務 2.3 平役員 2.0 監査役 1.5 ※ 上記はあくまで目安です。損金算入可能な金額を保証するものではありません						
役員退職金の損金算入時期	原則 株主総会(又はその委任を受けた取締役会)決議日の属する事業年度 例外 実際支払日の属する事業年度(損金経理が要件) 退職年金の場合はその年金を支給すべき事業年度						
分掌変更等(例えば代表取締役⇒取締役)の場合の役員退職金	その役員としての地位又は職務の内容が激変し、<u>実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合にのみ可</u>(下記はあくまでも例示であるため絶対的なものではない) 例示① 常勤⇒非常勤(ただし、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者は不可) 例示② 取締役⇒監査役(ただし、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者や同族会社の役員で一定割合以上の株式の保有がある者は不可) 例示③ 給与がおおむね 50%以上の減少(ただし、実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者は不可) 原則として未払金計上は不可(資金繰り等の理由による一時的なものは認められる可能性がある)						
役員側の課税	以下の算式により算出した所得税・復興特別所得税・住民税が課される 退職所得の金額 × (所得税率 × 102.1 + 住民税率) ※1 所得税率は所得税率表により、住民税率は一律 10% (P.13 2 (2) (3))参照 ※2 退職所得は分離課税であるため、原則として他の所得の状況は関係なし						
退職所得の金額	<table border="1" data-bbox="408 1218 1422 1319"> <tr> <td>下記以外の退職所得</td><td>(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2</td></tr> <tr> <td>特定役員(※)に対する退職所得</td><td>(収入金額 - 退職所得控除額)</td></tr> </table> ※ 特定役員とは、勤続年数が 5 年以下である法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員・国会議員及び地方公共団体の議会の議員・国家公務員及び地方公務員をいう	下記以外の退職所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	特定役員(※)に対する退職所得	(収入金額 - 退職所得控除額)		
下記以外の退職所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2						
特定役員(※)に対する退職所得	(収入金額 - 退職所得控除額)						
退職所得控除額	<table border="1" data-bbox="408 1420 1422 1568"> <tr> <th>勤続年数</th><th>退職所得控除額</th></tr> <tr> <td>20 年以下</td><td>40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)</td></tr> <tr> <td>20 年超</td><td>800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)</td></tr> </table> ※1 勤続年数の期間に 1 年未満の端数があるときは、1 年に切り上げ ※2 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に 100 万円を加えた金額 ※3 前年以前に退職所得を受けとったことがあるとき又は同一年中に 2 か所から退職金を受け取る時などは、控除額の計算が異なる場合あり	勤続年数	退職所得控除額	20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)	20 年超	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)
勤続年数	退職所得控除額						
20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)						
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)						
役員側の確定申告	「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出している場合は、退職金を受けた役員側での確定申告は不要(「退職所得の受給に関する申告書」を基に適正額が源泉徴収されているため)						

(6) 借地権

借 地 権 の 認 定 課 税	借地人である建物所有者と地主である土地所有者が異なる場合で、借地人と地主の間で適正な権利金又は相当の地代の授受がないときは、借地人及び地主に借地権の認定課税が行われるケースがある			
課 税 さ れ る ケ ー ス	借地人と地主の間で <u>適正な権利金又は相当の地代の授受がなく、以下の場合</u>			
			建物所有者（借地人）	
			法人 B	個人 Y
	土地所有者（地主）	法人 A	〔無償返還の届出なし〕 地主（法人 A）に対して 権利金収入分の寄付金課税 借地人（法人 B）に対して 借地権分の受贈益課税	〔無償返還の届出なし〕 地主（法人 A）に対して 権利金収入分の寄付金(※1)課税 借地人（個人 Y）に対して 借地権分の一時所得(※2)課税
			〔無償返還の届出あり〕 地主（法人 A）に対して 相当の地代分の寄付金課税	〔無償返還の届出あり〕 地主（法人 A）に対して 相当の地代分の寄付金(※1)課税 借地人（個人 Y）に対して 相当の地代分の雑所得(※2)課税
		個人 X	〔無償返還の届出なし〕 借地人（法人 B）に対して 借地権分の受贈益課税	借地人（個人 X）に対して 借地権分の贈与税課税 <u>ただし、使用貸借の場合は</u> <u>課税なし</u>
			〔無償返還の届出あり〕 <u>課税なし</u>	
※1 借地人（個人 Y）が地主（法人 A）の従業員である場合は給与(賞与)になるため、みなし役員等に該当しない限り損金算入となり受贈益と相殺されて原則として法人側での課税はないが、役員である場合は原則として役員賞与になり損金不算入となるため課税対象となる				
※2 借地人（個人 Y）が地主（法人 A）の役員・従業員である場合は給与所得になる				
※3 寄付金課税とは、権利金や相当の地代の収入相当額の受贈益と同額の寄付金が両建てとなり、寄付金が損金不算入となることにより結果として受贈益分の課税がされることをいう				
※4 これらはすべて、本来授受すべき金額と実際に授受している金額との差額について課税される				

(7) 特別償却・税額控除の特例

① 中小企業等投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制

	中小企業等投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業活性化税制													
特 例 の 概 要	青色申告者である中小企業者等が、平成 31 年 3 月 31 日までに機械装置等の設備を導入し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる	青色申告者で、商業・サービス業等を営む中小企業者が、平成 31 年 3 月 31 日までに認定経営革新等支援機関等の指導等を受け経営改善に資する設備を導入し指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる													
	<table><tr><td></td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>個人事業主</td><td rowspan="3">取得価額の 30%</td><td>取得価額の 7%</td></tr><tr><td>資本金 3,000 万円以下法人</td><td rowspan="2">適用なし</td></tr><tr><td>資本金 3,000 万円超 1 億円以下法人</td></tr></table>		特別償却	税額控除	個人事業主	取得価額の 30%	取得価額の 7%	資本金 3,000 万円以下法人	適用なし	資本金 3,000 万円超 1 億円以下法人	<table><tr><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>取得価額の 30%</td><td>取得価額の 7%</td></tr></table>	特別償却	税額控除	取得価額の 30%	取得価額の 7%
		特別償却	税額控除												
	個人事業主	取得価額の 30%	取得価額の 7%												
	資本金 3,000 万円以下法人		適用なし												
資本金 3,000 万円超 1 億円以下法人															
特別償却	税額控除														
取得価額の 30%	取得価額の 7%														
	※ 特別償却・税額控除ともに 1 年間繰越可	※ 特別償却・税額控除ともに 1 年間繰越可													
	※ 税額控除は法人税額の 20%が限度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業経営強化税制の適用がある場合はそれらすべての合計で)	※ 税額控除は法人税額の 20%が限度(中小企業等投資促進税制や中小企業経営強化税制の適用がある場合はそれらすべての合計で)													
適用対象法人	資本金が 1 億円以下の法人														
	(ただし、資本金が 1 億円超などの大規模法人から、1 社で 1/2 以上の出資を受けるものや 2 社以上で 2/3 以上の出資を受けるものを除く)														
	常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主														
	中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた中小企業等協同組合など	中小企業等協同組合など													
対 象 設 備	新品で次のもの(貸付用は除く)	新品で次のもの(貸付用は除く)													
	i. 1 台又は 1 基 160 万円以上の機械装置 ii. 1 台又は 1 基 30 万円以上かつ合計 120 万円以上の測定工具及び検査工具 iii. 合計 70 万円以上の一定のソフトウェア iv. 車両総重量 3.5t 以上の普通貨物自動車 v. 内航船舶	i. 1 台又は 1 基 30 万円以上の器具備品 ii. 一が 60 万円以上の建物付属設備													
対象指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く)	卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業、風俗営業(料亭、バー、キャバレー)													

		一、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で生活衛生同業組合の組合員が営むもののみ)、宿泊業(旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもののみ) (医療業、娯楽業(映画業を除く)、建設業、製造業等、性風俗関連特殊営業は対象外)
留 意 点	経営力向上設備等に該当する場合は中小企業経営強化税制を検討する必要あり	

② 中小企業経営強化税制

	特別償却・税額控除の特例	固定資産税の特例				
特 例 の 概 要	青色申告者である中小企業者等が、平成 31 年 3 月 31 日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき経営力向上設備等に該当する設備を導入し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる <table><tr><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr><tr><td>取得価額の 100% (即時償却)</td><td>取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)</td></tr></table> ※ 特別償却・税額控除ともに繰越可 ※ 税額控除は法人税額の 20%が限度(中小企業等投資促進税制や商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用がある場合はそれらすべての合計で)	特別償却	税額控除	取得価額の 100% (即時償却)	取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)	中小企業者等が、平成 31 年 3 月 31 日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき経営力向上設備等に該当する設備を導入(機械装置以外の場合、その設置場所が特定の 7 都道府県のときは一定の対象業種のみ)した場合、その固定資産税(償却資産)が 3 年間にわたって 2 分の 1 に軽減される
特別償却	税額控除					
取得価額の 100% (即時償却)	取得価額の 7% (資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等は 10%)					
対 象 設 備	新品で次のもののうち経営力向上設備等に該当するもの(貸付用は除く) i. 1 台又は 1 基 160 万円以上の機械装置 ii. 1 台又は 1 基 30 万円以上の工具・器具備品 iii. 一が 60 万円以上の建物付属設備 iv. 一が 70 万円以上の一定のソフトウェア ※ 経営力向上設備等とは、経営の向上に著しく資するものとして、工業会等から証明書を発行してもらったもの(生産性向上設備)又は経済産業大臣の確認を受けたもの(収益力向上設備)	新品で次のもののうち経営力向上設備等に該当するもの(貸付用は除く) i. 1 台又は 1 基 160 万円以上の機械装置 ii. 1 台又は 1 基 30 万円以上の測定工具及び検査工具・器具備品 iii. 一が 60 万円以上の建物付属設備 ※ 経営力向上設備等とは、経営の向上に著しく資するものとして、工業会等から証明書を発行してもらったもの(生産性向上設備)				
対 象 指 定 事 業	中小企業等投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定業種と同じ	機械装置以外の設備の場合のみ、その設置場所が大阪府・京都府・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県のときは、地域別の業種リストあり				
留 意 点	固定資産の取得日(又は取得から 60 日以内)までに経済産業省から経営力向上計画の認定を受ける必要あり					

③ 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)

特 例 の 概 要	青色申告者である中小企業者等が、損金に算入される試験研究費の額を支出した場合、試験研究費の額の一定割合について税額控除ができる ※平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、上乗せ措置あり
-----------	---

④ 地方拠点強化税制

	地方拠点建物等を取得した場合	地方拠点の雇用者を増加させた場合
特 例 の 概 要	青色申告者で地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が、改正地域再生法の施行日(平成 27 年 8 月 10 日)から平成 30 年 3 月 31 日までに、特定建物等(※)を取得等し事業供用した場合、特別償却又は税額控除ができる ※ 特定建物等とは、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された地方再生法に規定する特定業務施設に該当する建物及びその付属設備並びに構築物で、取得価額の合計額が 2,000 万円(中小企業者にあつては 1,000 万円)以上のもの	青色申告者で地域再生法に規定する認定事業者である法人が、改正地域再生法の施行日(平成 27 年 8 月 10 日)から平成 30 年 3 月 31 日までに、一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法に規定する適用事業を行っている場合は、税額控除ができる(地方拠点強化税制における雇用促進税制)
地 方 拠 点	地方活力向上地域 (近畿 2 府 4 県にも対象地域多数あり)	同意雇用開発促進地域 (近畿 2 府 4 県では対象地域少数)

⑤ 雇用促進税制

特 例 の 概 要	青色申告者である事業者が、平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に、地方拠点において一定の雇用者を一定以上増加させるなどの要件を満たした場合、税額控除ができる 青色申告者で地域再生法に規定する認定事業者である法人が、平成 30 年 3 月 31 日までに、地方拠点の雇用者が増加した場合は、税額控除の拡充措置がある(④の地方拠点強化税制を参照)
地 方 拠 点	同意雇用開発促進地域(近畿 2 府 4 県では対象地域少数)
留 意 点	この制度の適用を受けるためには、<u>事業年度開始日から 2 ヶ月以内に「雇用促進計画」をハローワークに提出し、確認を受けることが必要</u> 所得拡大促進税制との併用が可能

⑥ 所得拡大促進税制

特 例 の 概 要	青色申告者である事業者が、平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に、一定の割合以上従業員への給与を増額した場合、その増加額の 10%に前年度からの増加額の 2%(中小企業者等は 12%)の合計額の税額控除ができる
留 意 点	雇用促進税制と併用が可能

(8) 事業承継税制

	相続税の納税猶予制度	贈与税の納税猶予制度
特 例 の 概 要	後継者が、相続等により先代経営者から非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済完全議決権株式総数の 2/3 に達するまでの部分について、課税価格の 80%に対応する相続税の納税を猶予できる	後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式の贈与を受け、一定の要件を満たす場合には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の 2/3 に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税を猶予できる
相続・贈与の直前までに必要な先代経営者の要件	相続開始前のいずれかの日において当該会社の代表権を有していた	贈与前のいずれかの日において当該会社の代表権を有していた

相続・贈与の直前までに必要な先代経営者の要件	—	贈与の時に会社の代表権を有していない
	相続・贈与の直前において、先代経営者及び先代経営者と特別の関係がある者が当該会社の総議決権数の 50%超の議決権数を保有していた	
	すでに当該会社の代表権を有していない場合、当該会社の代表権を有していた期間内のいずれかの時において、先代経営者及び先代経営者と特別の関係がある者が当該会社の総議決権数の 50%超の議決権数を保有していた	
	相続・贈与の直前において、先代経営者及び先代経営者と特別の関係がある者(後継者を除く)の中で、先代経営者が当該会社の議決権のうち最も多くの議決権を保有していた(筆頭株主であった)	
	すでに当該会社の代表権を有していない場合、当該会社の代表権を有していた期間内のいずれかの時において、先代経営者及び先代経営者と特別の関係がある者(後継者を除く)の中で、先代経営者が当該会社の議決権のうち最も多くの議決権を保有していた(筆頭株主であった)	
相続・贈与の直前までに必要な後継者の要件	—	20 歳以上の者(親族以外も可)
	後継者が当該会社の役員 (被相続人が 60 歳未満で死亡した場合除く)	後継者が贈与直前 3 年以上、当該会社の役員
相続・贈与時に必要な後継者の要件	後継者及び後継者と特別の関係がある者が、相続・贈与により取得したものも含めて当該会社の総議決権数の 50%超の議決権数を保有している	
	後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で、後継者が相続贈与により取得したものも含めて当該会社の議決権のうち最も多くの議決権を保有している(筆頭株主となる)	
	—	当該会社の代表権を有している
相続・贈与時に必要な会社の要件	経済産業大臣の認定を受けている	
	中小企業者(特定特別関係会社も中小企業者)	
	非上場会社(特定特別関係会社も非上場会社)	
	風俗営業会社でない(特定特別関係会社も風俗営業会社でない)	
	常時使用従業員の数が 1 名以上(特別関係会社が外国会社の場合は 5 名以上)	
	一定の資産保有型会社又は資産運用型会社でない	
	一定の事業年度の売上高が零を超えている	
	後継者以外がいわゆる黄金株を保有していない	
相続・贈与後に必要な後継者の要件	現物出資等資産の割合が 70%未満	
	相続の開始の日の翌日から 5 ヶ月を経過する日までに会社の代表権を有している	—
	会社の株式(特例の適用を受けたものに限る)の全部を相続税の申告期限まで保有している	会社の株式(特例の適用を受けたものに限る)の全部を贈与税の申告期限まで保有している
	経営承継期間中、会社の代表権を有し続けている (身体障害その他一定の理由により代表権を有しないこととなった場合を含む)	
	経営承継期間中、後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の 50%超の議決権数を保有し続けている	
	経営承継期間中、後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有し続けている	
相続・贈与後に必要な後継者の要件	会社の株式(特例の適用を受けたものに限る)を譲渡又は贈与しない (一定の要件を満たす株式交換等の場合を除く)	

相続・贈与後に必要な会社の要件	経営承継期間中、非上場株式であり続けること	
	経営承継期間中、風俗営業会社にならない(特定特別関係会社も風俗営業会社にならない)	
	経営承継期間中、後継者以外がいわゆる黄金株を保有しない	
	経営承継期間中、経営承継期間中の平均における常時使用する従業員数が相続開始時・贈与時の 8 割を下回らない (平成 29 年 4 月 1 日以後に報告基準日が到来するものからは、その計算上 1 人未満の端数切捨)	
	経営承継期間中、特例の適用を受けた株式を議決権の制限のある株式に変更しない	
	解散しない(一定の要件を満たす合併の場合を除く) ※なお破産・特別清算の場合は免除事由に該当する	
	一定の会社分割や組織変更をしない	
	一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しない	
	売上高が零とならない	
	資本金又は資本準備金が減少しない	
留意点	—	先代経営者に平役員として給与等の支給をしても可
	平成 29 年 1 月 1 日以後は相続時精算課税の適用に係る贈与により取得する非上場株式等についても、本特例の適用が可(つまり猶予取消時に暦年贈与ではなく精算課税制度による課税にすることができる)	

※ 経営承継期間とは、次の通り

- ① 相続の場合、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後 5 年を経過する日又は後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間
- ② 贈与の場合、贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後 5 年を経過する日又は先代経営者若しくは後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間

〔執筆者・執筆サポート〕

坂田直也

代表社員 CEO
税理士・事業承継アドバイザー



＜略歴＞

昭和 55 年 兵庫県川西市生まれ
平成 15 年 大阪市立大学経済学部卒業
平成 16 年 蟬川税理士事務所（芦屋）入所
平成 16 年 税理士試験合格
平成 18 年 税理士登録（登録番号 106866）
平成 20 年 税理士法人山田＆パートナーズ（東京本社）入社
平成 23 年 坂田直也税理士事務所開設
平成 25 年 事業承継アドバイザー取得
平成 29 年 税理士法人ライトハンド設立 代表社員 CEO 就任

個人の会計事務所にて、数多くの法人の月次顧問・決算申告業務や個人の確定申告業務を経験した後、東京の大手税理士法人にて、20 億円規模の相続税申告などの多くの資産税業務や相続・事業承継コンサルティング業務、売上高 1,000 億円規模の法人などの月次顧問・決算申告業務、合併・会社分割などの組織再編業務など幅広く経験。

上記の経験を活かし、現在は「相続・事業承継や組織再編などの特殊かつ高度なノウハウを持ち合わせた顧問税理士」として中小企業のサポートに特化し、単なる決算申告業務だけではなく、経営課題に素早く対応し黒字化を目指す「課題発掘・予防経営」による経営コンサルティング、グループ会社の組織再編コンサルティング、社長自身の相続・事業承継コンサルティングなども含めた付加価値の高い総合的なサポートを行っている。

大西雅志

業務執行社員 COO
税理士



＜略歴＞

昭和 59 年 大阪府摂津市生まれ
平成 19 年 関西大学商学部卒業
平成 19 年 蟬川税理士事務所（芦屋）入所
平成 21 年 税理士法人 F P 総合研究所（大阪本社）入社
平成 27 年 坂田直也税理士事務所入所
平成 28 年 税理士登録（登録番号 131901）
平成 29 年 税理士法人ライトハンド設立 業務執行社員 COO 就任

関西大学商学部を卒業後、個人会計事務所から相続に特化した大手税理士法人での勤務を経験し、調剤薬局、内科クリニック等の医療分野から芸能事務所、IT 関連、輸入卸売業、医療機器販売業、産業廃棄物処理業、葬儀業、不動産賃貸業まで多種多様な業種を担当し、事業計画の策定支援、ハワイでの現地法人を活用した不動産投資支援や組織再編スキームの提案、相続対策や事業承継対策など顧問先からの相談に幅広く対応。

税務だけでなく経営者のオンリーワンパートナーとして顧問先企業の発展に貢献している。

足立信正

公認会計士有資格者



<略歴>

昭和 62 年 大阪府大阪市生まれ
平成 23 年 一橋大学商学部卒業
平成 24 年 新日本有限責任監査法人（東京事務所）入社
平成 28 年 坂田直也税理士事務所（現税理士法人ライトハンド）入所
平成 29 年 公認会計士修了審査合格

東京の大手監査法人にて、製造業、建設業、不動産管理業、ホテル業等の上場企業の金融商品取引法・会社法監査や上場を目指す企業の内部統制構築支援、コンサルティングに携わる。よりクライアントに近い立場で仕事をしたいとの思いから税理士事務所に転職。

現在は税理士法人ライトハンドにて税務申告や記帳代行、資金繰り管理だけでなく、事業再生支援や M&A に携わるなど、起業から上場に至るまでの様々な場面において経営者の掛け替えのないパートナーとなるべく日々研鑽を積んでいる。

藪本 準

2 級ファイナンシャル・プランニング技能士



<略歴>

昭和 63 年 広島県福山市生まれ
平成 23 年 税理士法人平尾 & パートナーズ（守口）入社
平成 23 年 甲南大学法学部卒業
平成 25 年 2 級 FP 技能検定合格
平成 29 年 坂田直也税理士事務所（現税理士法人ライトハンド）入所

大学在学中より、大阪府守口市の税理士法人で、製造業や卸売業のほか、資金繰りの厳しい飲食業、洋服雑貨小売業、印刷業などの最終消費者向けの業種や公益財団法人や宗教法人といった非営利法人の月次監査・決算申告業務、企業防衛としての保険の活用支援、経営計画策定支援や不動産賃貸業を営む個人事業主の相続対策や資金繰り改善など関与先のトータルサポートに尽力。

現在は、税理士法人ライトハンドにて、上記経験を活かしながら様々な業種の方や士業と連携を取り関与先企業の一助になるよう精進している。

〔法人案内〕

その想いを加速させるオンリーワンパートナー

税理士法人ライトハンドの想い

『本当に頼れるライトハンドでありたい』

弊社は経営者の皆様と「直接会って話をする」ことをとても大切にしています。経営者の皆様と直接会い、些細なことも含めていろいろとお話をさせていただくことで、数字からだけではわからないことを把握することができるからです。そうすることにより、会社の経営を的確にサポートすることや、会社の様々な課題に早期に気づき解決することが可能となります。記帳や申告書作成だけの単なる代行屋ではなく、中小企業の経営者の皆様の本当に頼れるライトハンド（Right-hand：最も役に立って信頼できる、右腕）として、常に会社の将来を見据え、会社プラスとなることを積極的にご提案していきます。

『本物のプロフェッショナルでありたい』

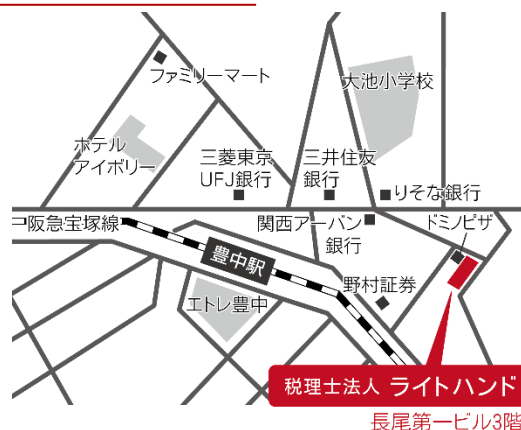
常に新しい情報が発信される環境の中で、税務だけでなく、中小企業の経営に必要な知識や情報を絶えず収集するように努めています。これらの知識や情報に、様々な経験に基づくアイデアをプラスして、中小企業の経営者の皆様の本当にお役に立つ知恵・ノウハウとしてご提供することができるのが本物のプロフェッショナルであると考えます。加えて、打合せや電話・メールなどの普段のやり取りにおいても、スピードやわかりやすさ、きめ細やかさを意識して、プロフェッショナルな対応を心掛けています。

『常に仕事は楽しくしたい』

仕事をする上での弊社の最大の目標は、中小企業の経営者の皆様がその夢や野望を達成すること、です。数多くの中
小企業の経営者の夢や野望をサポートできる仕事、これほど楽しい仕事は他にはないと思っています。ぜひ、弊社にあなたの夢や野望をお話ください。常にプラス思考な弊社と一緒にその夢や野望を達成していきましょう！

法人概要

名称	税理士法人ライトハンド
所在地	大阪府豊中市本町 1-3-19 長尾第一ビル 3 階
代表社員	坂田直也（税理士・事業承継アドバイザー）
設立	平成 29 年 7 月 3 日
従業員数	5 名（うち税理士 2 名）※平成 29 年 9 月時点
T E L	06-6151-5728
U R L	http://right-hand.or.jp/
営業時間	9：00～18：00（土日祝日休み）



税理士法人ライトハンドの魅力

1. 必ず定期的に**税理士と対面**でご相談ができます

弊社の顧問契約では、必ず定期的に税理士が対面で相談対応いたします。

2. **ご納得いただけるサービス**を受けていただくことができます

弊社は、スピード・きめ細やかさ・提案力を大切に、お客様に必ずご納得いただける高品質なサービスをご提供いたします。

3. **付加価値の高いノウハウ**の提供を受けていただくことができます

弊社は、全ての業務において、付加価値の高いノウハウにより他とは違う最良の答えを導き出します。

4. **税理士報酬はオーダーメイド**で設定していただくことができます

弊社は、お客様にとって本当に必要なサービスのみを厳選し、お客様に最適なプランをオーダーメイドで設定いたします。

5. **事業承継や社長自身の相続**のご相談ができます

弊社は、会社の税金に関する税務相談はもちろん、事業承継や社長自身の相続のご相談にも対応いたします。

事業内容

顧問業務

弊社はクライアントの黒字化及び事業拡大のサポートに全力を注ぎます。
弊社の法人クライアントのうち黒字法人が占める割合はおおよそ 70%程度です。

事業承継

事業承継は、様々な知識が必要になり、かつ長期にわたることが多いため、その相談相手は豊富な知識を持つ身近な専門家がベストです。弊社では事業承継アドバイザーの資格を有する代表社員税理士を中心とした事業承継に強いメンバーが顧問税理士として長期的に事業承継をサポートいたします。

組織再編

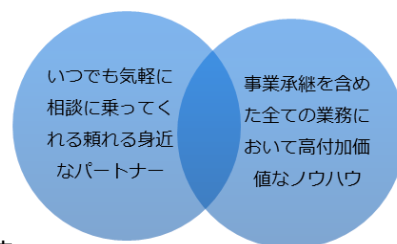
弊社には合併・会社分割・事業譲渡など様々な組織再編の経験と実績があり、豊富な知識とノウハウでスムーズな組織再編の実現が可能です。

相続対策

弊社では多くの資産税業務の経験を活かし、相続全体を見据え、本当に解決すべき課題の解決を図ります。

その他

顧問税理士はそのまま必要な部分だけ関与させていただくセカンドオピニオンサービスや多数の実績がある相続・事業承継などのセミナー講師の依頼も引き受けております。



平成 29 年度版 税務スマートブック

平成 29 年 9 月発行

非売品

編者 坂田直也（税理士・事業承継アドバイザー）
大西雅志（税理士）
足立信正
藪本準

発行所 税理士法人ライトハンド
〒560-0021
大阪府豊中市本町 1-3-19 長尾第一ビル 3 階
電話 06(6151)5728 FAX 06(6151)5729 e-mail info@right-hand.or.jp
URL <http://right-hand.or.jp/>

本書の無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き禁じられています。

